

現 場 説 明 書

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

令和5年10月

那霸港管理組合 企画建設部 計画建設課

(令和5年11月2日 訂正版)

1. 工事名 那覇ふ頭労働者休憩所解体工事

2. 工事場所 那覇港那覇ふ頭地区内(那覇市通堂町4-22)

3. 工事概要 那覇ふ頭労働者休憩所の解体工事

4. 工期 契約締結日の翌日から令和6年3月25日

5. 一般事項

1) 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書(以下「設計図書等」という。)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(以下「解体共通仕様書」という。)、同監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備)」(以下、「改修標準仕様書」という。)、「公共建築工事標準仕様書」、それに基づく監理指針である「建築工事監理指針」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」、「建設副産物適正処理推進要綱」(いずれも最新版)による。

2) 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。

3) 現場要員

現場には次の要員を置くものとする。

a) 現場代理人 現場に常駐で配置できること。なお、現場代理人は、以下の主任技術者を兼ねることができる。

b) 主任技術者 入札公告における配置予定技術者の資格区分と同様とする。

c) 専門技術者 建設業法により配置する。

設計図書等を熟読し、工事の監理指導ができる者とする。

d) 作業主任者 石綿取扱い作業については、労働安全衛生法に基づき石綿作業主任者を配置すること。その他作業主任の配置を必要とする作業についても、法令の規定に基づき配置すること。

e) 安全管理者 労働安全衛生法による。

※a)及びb)については専任とし、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係(入札日以前に3ヶ月以上の期間)を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び雇用関係を示す書面(「健康保険被保険者証」等の写し)を監督員に提出するものとする。

4) 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)

a) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の①~⑧の要件を全て満たさなければならない。

① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技

術者補佐」という。)を専任で配置すること。

- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、監督員と協議すること。
 - ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。
- b) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項①～⑧の事項について確認できる書類を提出すること。
- c) 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- 5) 工事着手前に近隣施設関係者及び民家等に対し、「工事協力願い」を書面で作成し、配布するものとする。周辺居住者等に対しては、工事の概要、騒音、振動、粉塵、アスベスト、一般歩行者等通行の支障、地盤沈下等の防止対策について周知し、苦情の要因にならないよう理解を得ること。その際、必要となる資料作成等についても受注者が行うものとする。また、周辺居住者等から要望があった場合には説明会を開催し、その説明資料作成や会運営に協力すること。
 - 6) 工事期間中は、周辺居住者の生活や港湾事業者の作業上支障のないように、監督員及び関係者と十分な打ち合わせの上、工事の安全管理を徹底して行うものとする。
 - 7) 工事により近隣施設(土地、家屋、工作物及び道路等)を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また工事に伴い発生する騒音や粉じん等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、破損した場合は、受注者の負担により、原状回復すること。なお、工事に先立ち、現場内外における近隣施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること(「7. 近隣施設調査」による)。上記は、搬出入経路についても同様とする。
 - 8) 資材・廃材の搬出入についての諸手続は、所管警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ受注者が行うこととし、実施にあたっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止に十分配慮する。
その他、本工事に必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要

する費用は、すべて受注者の負担において行うものとする(工期後も同様とする)。

- 9) 発生材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。また、運搬時に積載物の落下や飛散を防止するため、車両の積込時の突出に注意し、荷崩れ及び飛散防止のため、シートその他のもので覆う等の対策を行うこと。また、現場からの泥土等により周辺道路を汚損しないよう万全を期し、万が一汚損した場合は速やかに清掃等を行うものとする。
- 10) 工事用及び作業員用駐車場は受注者の責任で確保し、違法駐車や近隣迷惑のないよう徹底しなければならない。
- 11) 安全表示板、交通標示板等を、監督員と協議の上、現場内外の必要な箇所に設置すること。
- 12) 本工事期間中のゲート・仮囲い・足場の台風等の災害対策及び、日常の保守点検等は受注者の負担にて十分に行うものとする。
- 13) 港内の通行や作業などに支障がないよう、必要に応じて、交通誘導員を配置し、周囲への安全対策を行うこと。
- 14) 受注者は、契約後速やかに現場を確認し、防犯面等の管理に努めるとともに、現場事務所を設置し、定例工程会議で使用できることにすること。
- 15) 定例工程会議は、隔週又は工事の工程に応じて行うものとし、主催及び会議の記録は受注者が行うものとする。
- 16) 工事に先立ち現場の施工調査を行い、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について計画すること。また、施工調査の結果に基づき施工計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。
- 17) 工事による廃材・廃棄物及び現場から搬出される一般ゴミや現場周辺のゴミについても那覇市の規定に従った適切な分別を行い、リサイクル処理に努めなければならない(マニフェストの提出)。また、施工前にリサイクル計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。
- 18) **工事保険等**
受注者は、工事施工にあたり、下記の法定外労災補償(建設共済等)及び請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後 14 日以内に提出しなければならない。その他の保険については、監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知するものとする。

保険対象:請負契約の対象となっている工事全体
保険金額:請負代金金額(支給材料、貸与品等を含む)
保険期間:工事着手の時から工期最終日+14日以上
保険条件:
イ)法定外労災補償(建設共済等)
補填限度額 1名につき 2,000 万円以上
ロ)請負業者賠償責任保険
補填限度額(対人)1名につき 5,000 万円以上、1災害につき 1 億円以上
" (対物)1 災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下

- 19) 受注者は「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を厳守すること。
- ① 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
 - ② 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
 - ③ 未加入下請事業者に対して同制度への加入を指導すること。
 - ④ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
- 20) 使用材料の中で試験結果を必要とするものは、受注者の負担において公的機関で実施された報告書を提出するものとする。
- 21) 受注者は、工事完了後の完了検査の準備及び立ち会いを行い、また、その検査による指摘及び欠陥等は、受注者の負担で速やかに修復する。
- 22) 提出書類等
- ① 提出書類は、別紙「提出書類一覧」による。なお、提出は遅滞なく行うこと。
 - ② 完成図書は、別紙「完成図書一覧」による。
- ※CD-ROM等で提出する図面には、竣工図のほか施工図、関係法令の許可書及び届出書を含む。
- 23) 就業時間は8時から17時までとし、音の出る作業については9時以降に開始すること。
また、全休日に作業を行う際は、事前に監督員へ協議書を提出し、遅くとも週始年に工程表の掲示を行い、近隣住民等への配慮を十分に行い作業すること。
- 24) 工事に関して疑義が生じた場合は、逐次監督員と協議の上、施工を行うものとする。

7. 近隣施設調査

1) 近隣施設調査の範囲

工事着手前に近隣住民等へ周知するとともに、工事着手前と工事終了直後に近隣施設調査を行い、工事の施工により近隣施設に損傷を与えていないか確認を行うものとする。その際、近隣施設等の事前調査は、監督員との協議により調査範囲及び調査内容を決定する。なお、近隣施設とは、土地、建築物並びに塀、電柱、道路等の地上及び地下の工作物をいう。

2) 調査内容(協議による)

近隣の地盤、建築物及び工作物等の工事に伴う影響を調査する。

a) 事前調査

- ・現況の地盤(水準測定、ひび割れ)
- ・建築物及び工作物の傾斜(建入れ)
- ・外壁等(ひび割れ、隙間等)

※ひび割れ等は測定し、写真によって記録し整理すること。

b) 事後調査

- ・上記事前調査事項を基に、解体工事完了直前に事後調査を行う。

3) 調査方法(協議による)

a) 水準の基点は、工事の影響のない箇所にベンチマークを設置する。

b) 水準、建入れ、ひび割れ及び隙間などは、数値(幅、長さ)及び写真に記録する。

※なお、事前調査でひび割れ、隙間等が生じていなくても、各戸の主な箇所の状況を写真等で記録する。また、ひび割れ、隙間等が発生している場合は、拡大のおそれがあるので、周囲についても記録する。

4) 調査報告書(協議による)

調査を行った場合の各報告は、調査概要(範囲)、調査建物図、水準測定結果、状況写真等とする。

- ・近隣施設事前調査報告書
- ・近隣施設事後調査報告書

5) その他

本工事の施工に伴う近隣施設等への被害が明らかになった場合は、受注者の負担により、速やかに原状を回復すること。

8. 解体工事

1) 柱や壁などの一部を保存することになった場合、協議を行うものとする。

2) 解体工事に際しては、周囲に対し騒音、振動、粉じん飛散等が発生しないよう養生、工法及び使用機械(低騒音型)の選定については十分に検討を行うものとする。前面道路等の歩行者等に注意しながら作業を行うこと。

- 3) 既設杭がある場合は、その位置(座標)と寸法を確認し、解体及び撤去については監督員と協議を行う。存置する既設杭については、完成図書に記載すること。
- 4) 本工事により、隣接建物及びその関連設備、敷地内外の埋設配管、架空線、側溝、舗装、擁壁、近隣道路又は階段等で解体工事の対象とならないものに損傷を与えた場合は、受注者の負担により当該損傷箇所の補修又は復元を行い、機能回復を行うものとする。また、周辺車両及び隣接建物等の汚れ、その他損害についても同様とする。
- 5) 本工事敷地内の埋設配管(雨水管及び污水管等)を破損させることの無いよう、現地調査により位置を把握した上で解体工事を行うものとし、必要に応じて養生など措置を講じること。万が一、破損・漏水等が生じた場合には、受注者にて直ちに回復すること。(切断した配管から残留物等が流出しないようにする)
- 6) 配電設備、照明設備の解体にあたっては、PCBの有無について確認を行い、必要であれば法令の規定に基づき適正にその処理を行うものとする。
- 7) 解体後はコンクリートガラ・鉄筋等、廃材が敷地に残存しないよう撤去し、整地を行うこと。
- 8) 消火器はすべて回収し、適正にリサイクル処分を行うこと。使用可能なものについては、監督員と協議を行う。
- 9) 工事で設置する足場については、「解体共通仕様書(令和4年度版)」の2.2.2に規定されている「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
本工事の足場は、全層両側に「二段手すり(又は手すり枠)」と「つま先板(幅木)」が常時ある足場とすること。
- 10) 解体時、破碎箇所へは直接散水し、現場外への粉じん飛散を抑えること。なお、粉じん飛散を抑えるように使用機械の選定や配置、散水方法等について十分に検討を行うこと。粉じん飛散が予測される強風時は作業を中止すること。また、散水は2方向以上から行うこと。
- 11) その他監督員の指示によるものとする。

11. 赤土等流出防止対策

本工事では、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策を行うものとす

る。

1) 一般事項

- ① 地下躯体撤去開始前に事業行為区域を小堤工で囲み、区域内外の雨水・濁水の流出入を防止する。小堤工は土のう二段積みとし、密着させ並べ、ビニールシート養生を行う。
- ② 小堤工にて赤土の流出防止を行う範囲及び方法は、図面記載のとおりとする。
- ③ 雨天の際には、場外に雨水・濁水の流出がないよう対策等を講じ、併せて場内及びその周辺の見回りの強化を行うこと。

2) 維持管理計画

赤土等流出防止施設の適切な維持管理を行うため、赤土等流出防止対策責任者及び赤土等流出防止管理者を中心とした維持管理体制を整備し、赤土等流出防止施設の維持管理(補修・計測・点検)を十分行うとともに、現場の状況に応じて適切な対応策(日常管理・降雨前管理・降雨後管理)を実施すること。

12. 機械設備撤去工事について

本工事の機械設備撤去工事の施工にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 配管切断に先立ち、配管残水が流出しないようバルブ止め等で対策すること。
- 2) 給水配管切断前に充分な調査をすること。

13. 電気設備撤去工事について

本工事の電気設備撤去工事の施工にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 既存建物内の機器撤去の際は、事前に通電されていないか確認を行うこと。
また、必要であれば電力会社に問い合わせ、状況を確認の上、工事に支障が無いようにすること。
- 2) 機器撤去にあたり、撤去前に監督員へ確認すること。再利用する機器がある場合は、取り外しについて注意すること。

14. その他

- 1) 本工事は、文化財保護法等による現場立会や調整が必要となるため、協力すること。その際に、必要な変更がある場合は、協議を行うものとする。
- 2) 本工事は、建設リサイクル法の対象工事となるため、法に基づき適切な手続きを行うものとする。また、廃材・廃棄物等は、原則としてリサイクルとするが、最終処分場に搬入す

る場合は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)を受注者の負担で支払うこと。

3) 建設廃棄物の取り扱いについて

- ① 工事中に発生する建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。
- ② 本工事により発生する建設廃棄物は、原則として再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する。その場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)の認定を受けた施設とする。
- ③ やむを得ない事情により再資源化が困難な場合は、監督員と協議を行うこととし、その協議の結果最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する場合は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)を受注者の負担で支払うこと。

4) ゆいくる材の利用について

「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領」に基づき、使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)とする。

5) 資材及び廃材等の数量は、「材料検査簿」、「材料搬入簿」、「廃材搬出簿」、「伝票」等及び写真で確認できるように整理する。

※工事写真は、日付、工事工程、材料、寸法、数量、試験等の状況が明確にわかるように管理を徹底する。

6) 本工事は、数量公開の対象工事であり、工事内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開・提供する。本参考資料(参考数量)は契約上の拘束を受けないものとして公開し、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書(図面及び仕様書等)には含まれない。

※参考資料「数量公開の説明書」「数量書」:(別添)

7) 本工事完了後において、本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等におけるものは協力すること。

8) 落札者は、早急に契約手続きを行うものとする。

提出書類一覧

(契約後速やかに提出)

	書類書式	規格	部数	備 考
1	着手届	A4	1	着手日・届出日は工期初日
2	現場代理人等届	A4	1	契約締結後7日以内に提出 ※添付書類 ・資格者証の写し ・実務経験証明書 ・健康保険被保険者証等の写し (雇用関係証明書)
3	工事工程表	A4	1	契約締結後14日以内に提出
4	施工計画書承諾願	A4	1	その部分の施工にかかる14日前に提出
5	受注時工事カルテ受領書(写)	—	1	契約締結後 10 日以内に提出
6	建設業退職金共済組合掛金収納書	—	1	
7	建設労災補償共済制度加入証明書	—	1	建設業福祉共済団又はそれに類するもの
8	労働保険関係成立届出証明書	—	1	労働基準監督署発行
9	建設工事保険証書等	—	1	付保証明書、保険証券の写し
10	前金払請求書、保証書	—	1	
11	再生資源利用計画書	A4	1	着手前に提出
12	再生資源利用促進計画書	A4	1	着手前に提出
13	産業廃棄物処理(リサイクル)計画書	A4	1	着手前に提出 ※各廃棄物の最終処分までのルートを明確に記載し、産業廃棄物の運搬業者及び処分業者の許可証、運搬・処分業務委託契約書の写しを添付する。
14	各種機構図	A4	1	施工体系図、工事関係者、安全管理者関係機関連絡先等

※その他、監督員の指示によるもの。

(隨時提出)

	書類書式	規格	部数	備 考
1	実施工程表	A1	1	縮小版(A4版)1部提出
2	週間・月間・工種別工程表	A4	1	
3	下請負者通知書	A4	1	専門工事等の着手前に提出
4	施工体制台帳 (再下請負通知書含)	A4	1	下請負契約書写し添付 (下請負金額を明記)
5	施工計画書 (総合施工計画書含)	A4	1	各工事着手前(15日前迄)
6	使用材料承諾願	A4	1	規格、寸法等必要資料添付 (15日前迄)
7	試験成績書	A4	1	各種材料、材料搬入毎に
8	材料検査調書 材料搬入報告書	A4	1	材料搬入毎に
9	報告書	A4	1	既存杭、アスベスト分析調査
10	証明書	A4	1	鉱山採掘権及び出鉱証明書

※その他、監督員の指示によるもの。

(毎月5日提出)

	書類書式	規格	部数	備 考
1	工事日報	A4	1	各毎月
2	工事進捗状況報告書	A4	1	
3	実施工程表	A4	1	工程表の写しに累計出来高を表示
4	工事出来高調書	A4	1	累計
5	工事写真(内・外部)	A4	1	※外部は毎月数カ所定位置撮影 ※隨時、指定のアルバムに整理し、 工事日報にそえて、監督員に提出 する。 ※工事の進展にともない隠れてしま う部分は、特に気をつけて写真記録 する。 ※工事写真用黒板には日付を入れ る。
6	工事打ち合わせ記録等	A4	1	各毎月

※その他、監督員の指示によるもの。

提出書類一覧

(完成検査時)

	書類書式	規格	部数	備考
1	完成届	A4	1	
2	県産品使用状況一覧表	A4	1	累計
3	下請負業者一覧表	A4	1	
4	使用材料承諾一覧表	A4	1	
5	材料納品書	A4	1	
6	材料出荷証明書	A4	1	
7	各種品質結果報告書	A4	1	
8	各種保証書	A4	1	
9	産業廃棄物マニュフェスト	A4	1	
10	出来型管理図	A4	1	
11	工事写真	A4	1	着手前・着工中・完成時
12	近隣施設事前調査報告書	A4	1	
13	近隣施設事後調査報告書	A4	1	
14	再生資源利用実施書	A4	1	
15	再生資源利用促進実施書	A4	1	
16	引渡書	A4	1	
17	請求書	A4	1	検査合格後

※その他監督員の指示によるもの。

完成図書一覧

(完成図書)

	書類書式	規格	部数	備 考
1	工事日報	A4	1	
2	施工計画書	A4	1	
3	資材承認書、証明書	A4	1	
4	施工承認図	A1	1	JW-CAD(CD-R)
5	保証書	A4	1	
6	工事写真	A4	1	※工事進捗状況等が把握できること ※デジカメ使用の場合はデータをCD-Rで提出
7	完成図 白図観音開製本	A3	2	※JW-CAD、PDFで納めること (CD-R)

※その他監督員の指示によるもの。

(別添)

数量公開の説明書

1. 数量公開の目的

建築及び設備工事における数量公開について、設計価格算出の透明性を確保し、入札参加等の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的とする。

2. 数量公開にあたって提供する資料

建築及び設備工事における数量公開とは、設計金額のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどしたもの(以下「数量書」という。)を、参考資料(参考数量)として公開、提供するものである。

3. 数量書の取扱いについて

数量書は契約上の拘束を受けない参考資料として公開し、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書(図面及び仕様書等)には含まれない。

4. 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書の範囲は次のとおりとする。

- 1) 数量書は原則として工事費内訳書内を公開範囲とする。
- 2) 工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書
- 3) 共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要に応じ積上げられる項目数量を記載した共通費明細書 ただし、2)、3)について軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費明細書については除くものとする。

(2) 数量書の作成基準(下記の基準に基づき作成)

1) 構成及び項目

「公共建築物工事内訳書標準様式(建築工事編)、(設備工事編)」

2) 数量

「公共建築(設備)数量積算基準」

3) 共通費

「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」

名 称	数 量	単位	金 領	一般	とりこわし	処分	備 考
0 共通仮設	1	式					
1 直接仮設工事	1	式					
2 撤去工事	1	式					
3 発生材運搬	1	式					
4 発生材処分	1	式					
5 アスベスト工事	1	式					
6 整地工事	1	式					
9 設 備							
機 械 撤 去	1	式					
機 械 処 分	1	式					
電 気 撤 去	1	式					
電 気 処 分	1	式					
0 共通仮設		合計					
1 ~ 9 直接工事費		合計					

【参考数量書】

共通仮設工事費

工事名称 那霸ふ頭労働者休憩所解体工事
構造 鉄骨造 平屋建
面積 床面積:458.02m²
工事費

(種目別内訳)

名 称	摘要	数量	単位	金額	備考
共通仮設工事費		1	式		
総合計(工事費)					

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

建築工事 科目別内訳

【参考数量書】

那覇ふ頭労働者休憩所解体工事

1

共通仮設費						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費						
仮囲い	設置費 H=2.0m	142	m			
仮囲い	撤去費 H=2.0m	142	m			
仮囲い	供用1日賃料 修理費含む H=2.0m	142	m			
仮囲い	基本料金 修理費含む H=2.0m	142	m			
仮囲い運搬	H=2.0m	142	m			
クロスゲート		1	か所			
小堤工		148	m			
交通誘導員 B		20	人			
石綿粉じん濃度測定						
処理作業中	セキュリティーゾーン入口	1	点			
〃	負圧・除じん装置の排出口	1	点			
〃	施工区画周辺	2	点			
処理作業後	処理作業内	4	点			
小 計						

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

1

1 : 直接仮設工事						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 直接仮設工事						
枠組本足場		274	m ²			代価表 第1-1号
単管一本足場		147	m ²			代価表 第1-2号
安全手すり	枠組本足場用	53.8	m			代価表 第1-3号
防音シート		421	m ²			代価表 第1-5号
仮設材運搬 (枠組本足場)		274	m ²			
仮設材運搬 (単管一本足場)		147	m ²			
仮設材運搬 (安全手すり)	枠組本足場用	53.8	m			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		421	m ²			
小 計						

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

2

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

3

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

5

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

4

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

6

【参考数量書】

那霸ふ頭労働者休憩所解体工事

建築工事 科目別内訳

代 價 表

【参考数量書】

代 値 表

【参考数量書】

第 1-3号表		安全手すり 枠組本足場用					1m当たり	
No	名 称	適用・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
	安全手すり	枠組本足場用						
	安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 掛けい手間	1.0	m				
	安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 供用1日賃料 修理費含む	22	日				
	安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 基本料 修理費含む	1.0	m				
	計							
	認定額					＝		

第 1-4 号表							1m当たり	
No	名 称	適用・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
	計							
	認定額					＝		

代 價 表

【参考数量書】

第 号表

【参考数量書】

工事仕訳書

工事名称：那覇ふ頭労働者休憩場解体工事（電気）

構

面

総金額：

No,	名 称	金 頓	%	備 考
1	撤去工事			
2	発生材廃棄処分工事			
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
	直接工事費			
	合 計			

内訳書（参考数量書）

P- 1

No,	名 称	規 格 ・ 形 状	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
1	撤去工事						
	照明器具 [A]	逆富士型 FL40W×1	14	台			
	照明器具 [B]	逆富士型 FL40W×2	49	台			
	照明器具 [C]	コードペンダント FCL32W	1	台			
	照明器具 [D]	コードペンダント FCL32W+30W	2	台			
	照明器具 [E]	シリングライト FCL30W	3	台			
	照明器具 [F]	スポットライト IL60W 防水型	1	台			
	照明器具 [G]	スポットライト IL150W 防水型	2	台			
	照明器具 [H]	LED防犯灯 IL40W相当	2	台			
	P型2級受信機	3回路	1	台			
	総合盤	P型2級	2	台			
	光電式スポット型感知器	2種	11	個			
	光電式スポット型感知器	3種	4	個			
	定温式スポット感知器	1種防水型	1	個			
	地区ベル	100Φ	1	個			
	非常分電盤		1	面			
	誘導灯	C型	3	個			
	電力引き込み配線撤去費	1Φ3w 3Φ3w	1	式			
	電灯分電盤 A	480*530*130 埋込型	1	台			
	電灯分電盤 B	430*480*120 埋込型	1	台			
	電灯分電盤 C	430*560*130 埋込型	1	台			
	動力分電盤 A	400*700*120 露出型	1	台			
	動力分電盤 B	500*600*160 露出型	1	台			
	計						

内訳書（参考数量書）

【参考数量書】

工事費仕訳書

工事名称：那霸ふ頭労働者休憩所解体工事(機械)

總金額：

內訣書

【参考数量書】

內訣書

【参考数量書】

那覇ふ頭労働者休憩所解体工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
1	表紙・図面目録	—	18	展開図 3	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
2	建築物解体特記仕様書(1)	—	19	基礎伏図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
3	建築物解体特記仕様書(2)	—	20	梁伏図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
4	案内図・配置図	A1 : S=1/500 A3 : S=1/1,000	21	基礎・梁リスト	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
5	仕上表・求積図	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200	22	軸組図 1	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
6	平面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	23	軸組図 2	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
7	アスベスト含有材位置図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	24	電灯設備平面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
8	屋根伏図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	25	自火報・誘導灯設備平面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
9	立面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	26	給水・給湯設備平面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
10	立面図・断面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	27	排水設備平面図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120
11	床伏図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	28	外構図1	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200
12	天井伏図	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	29	外構図2	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200
13	建具表 1	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	30	外構図3	A1 : S=1/20 A3 : S=1/40
14	建具表 2	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120	31	仮設計画図	A1 : S=1/100 A3 : S=1/200
15	建具表 3	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120			
16	展開図 1	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120			
17	展開図 2	A1 : S=1/60 A3 : S=1/120			

令和5年度
那覇港管理組合

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区			図面名称	表紙・図面目録	
発注機関	那覇港管理組合			縮尺	—	
摘要				図面番号	1	
審査	課長	(副参事)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者
設計者	名 称 (株)翁長設計		資格者氏名 一級建築士 吉田 康平	登録番号 大臣登録 第376384号	所在地 浦添市勢理容3-2-24 201	

建築物解体工事特記仕様書沖縄県土木建築部

令和5年7月改定

1 工事概要

(1) 工事名 : 那覇ふ頭労働者休憩所解体工事
 (2) 工事場所 : 那覇港那覇ふ頭地区
 (3) 敷地面積 : 約1200 m²
 (4) 工事種目 : 解体工事

ア 建築物

建築物の名称	労働者休憩所		
主要用途	休憩所、事務所		
構造及び階数	鉄骨層 平屋		
工事種別	解体工事		
建築面積	458.02m ²		
延べ面積	458.02m ²		

イ 工作物及び立木

工作物等の名称	図示による		
数量	図示による		

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和5年9月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

画面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房常総部制定の「建築物解体工事共通仕様書」[令和4年版](以下「共通仕様書」という。)による。

(2) 特記仕様

ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。
 「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。
 ウ 項目及び特記事項に記載の()内表示番号は、共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4 その他

(1) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(2) ワンデーレスポンスの実施

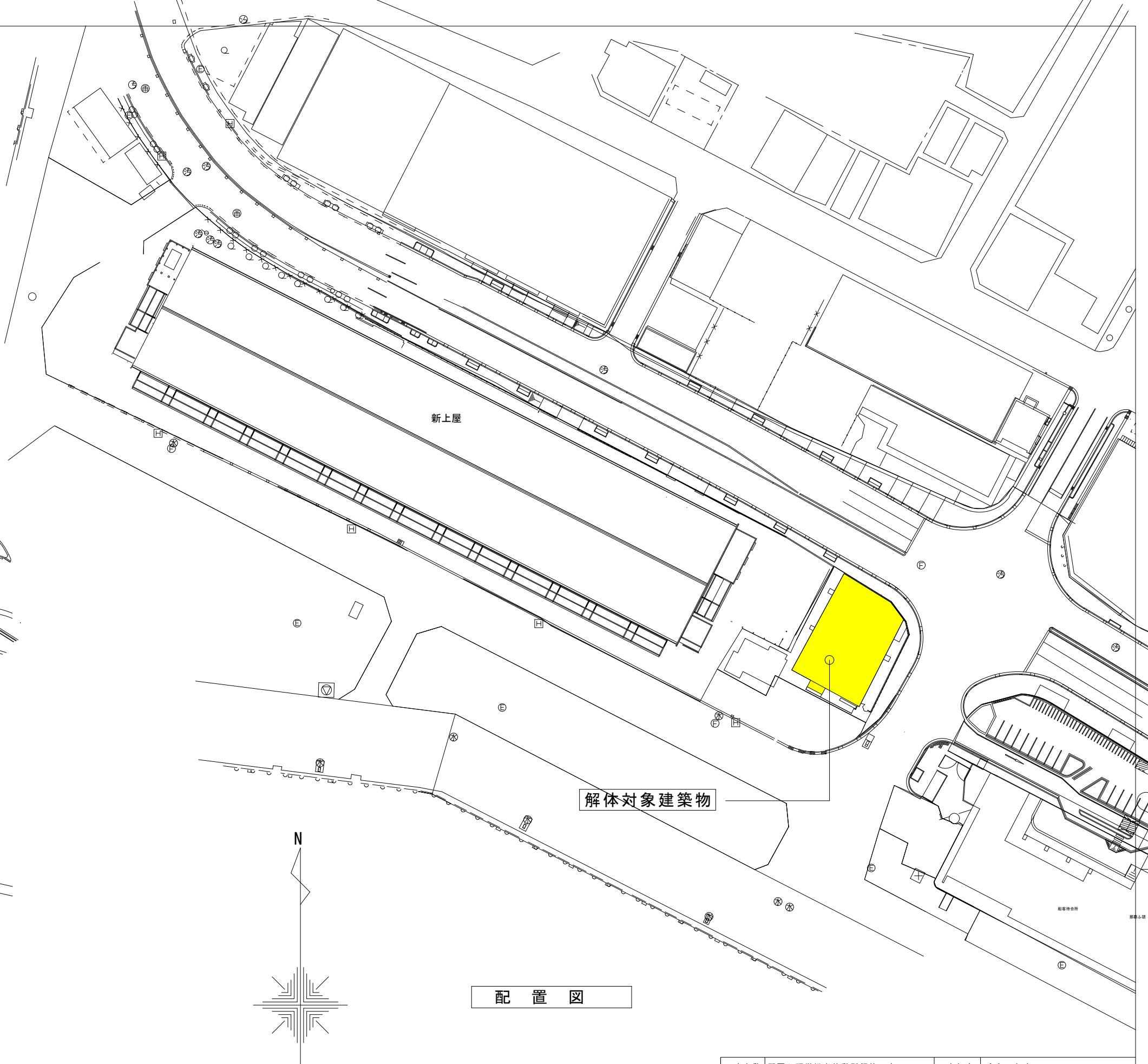
ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。
 「ワンデーレスpons」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	<p>①適用基準等</p> <p>(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年法律第104号) (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(昭和45年法律第137号) (3) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日 国土交通省告示第496号) (4) 「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)[平成14年5月] (5) 「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」[国土交通省][平成15年7月] (6) 「沖縄県土木建築部における公建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領」[沖縄県土木建築部][平成25年12月]</p> <p>②工事実績情報の登録 (1.1.4)</p> <p>③工事の一時中止に関する事項 (1.1.9)</p>	<p>(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年法律第104号) (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(昭和45年法律第137号) (3) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日 国土交通省告示第496号) (4) 「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)[平成14年5月] (5) 「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」[国土交通省][平成15年7月] (6) 「沖縄県土木建築部における公建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領」[沖縄県土木建築部][平成25年12月]</p> <p>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。</p> <p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持、管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>
4 工事の余裕期間	<p>④工事の余裕期間</p> <p>余裕期間を設定する工事—【_____方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】</p> <p>(1) 本工事は余裕期間として【一日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる算定上の割増は考慮しない。</p> <p>(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。</p> <p>二つのため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式一)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。</p> <p>(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。</p>	<p>余裕期間を設定する工事—【_____方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】</p> <p>(1) 本工事は余裕期間として【一日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる算定上の割増は考慮しない。</p> <p>(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。</p> <p>二つのため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式一)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。</p> <p>(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。</p> <p>電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。</p>
5 電気保安技術者(1.3.3)	⑤電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
6 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.6)(1.3.9)	⑥施工中の安全確保及び環境保全等 (1.3.6)(1.3.9)	<p>(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。</p> <p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)</p> <p>ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン</p>
7 交通安全衛生管理(1.3.7)	⑦交通安全衛生管理 (1.3.7)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 (令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)
(3) 工事監理業務への協力等		
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。		
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。		
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。		
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。		
(4) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて		
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。		
(5) 下請業者の県内企業優先適用		
請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。		
(6) 不発弾等発見時の処理について		
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。		
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。		
なお、これについては、下請業者へも周知すること。		
(7) ダンプトラック等の過積載等の防止について		
ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全を十分に行うこと。		
イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。		
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。		
エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。		
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。		
カ 下請契約の相手方又是資材納入者は選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。		
キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。		
(8) 不正軽油の使用の禁止等について		
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。		
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。		
(9) ガイドライン等の遵守について		
設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(營繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。		
(10) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について		
ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。		
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。		
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。		
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf		
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf		
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html		

章 項 目	特 記 事 項								
		建設工事共通事項				解体工事共通事項			
① 一般共通事項へ統合	<p>⑨ 主任技術者・監理技術者</p> <p>(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 - 請負契約の締結の日の翌日から令和一年月日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。</p> <p>【現場施工に着手する日が確定していない場合】 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 檢査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>② 主任技術者等の資格 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建築部門又は総合技術管理部門(建築))又は実務経験(※1)を有する者 ・ 2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、及び技能士(1級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士又は実務経験(※2)のいずれかを有する者 <p>※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請けとして4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。</p> <p>※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者。及び技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者。</p> <p>※ 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。</p> <p>③ 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならぬ。</p> <p>イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。</p> <p>④ コンクリート造の工作物(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場に常駐させること。</p> <p>⑤ 解体工事を適切に施工するため、解体作業時は解体工事施工技士を現場に配置することが望ましい。</p> <p>⑩ 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)</p> <p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。</p> <p>・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。</p> <p>⑪ 工事の保険等</p> <p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ○火災保険・建設工事保険○組立保険・請負業者賠償責任保険</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1ヶ月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	<p>⑫ ゆいくる材について</p> <p>(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターにて「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p> <p>⑬ 設計図CADデータの貸与</p> <p>本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p> <p>⑭ 情報共有システム</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】: ブロードバンド回線 【パソコンOS】: Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】: Microsoft Edge - 情報共有システムとは、工事期間中において受注者間でインターネットを利用して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)</p> <p>⑮ 建設発生土の処理(1.3.10)</p> <p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ○構内敷きならし <p>⑯ 石綿含有建材の事前調査(1.5.1)</p> <p>(1) 石綿含有建材の事前調査 調査の範囲○施工範囲同一 既存の設計図書の貸与○有り・無し 石綿含有建材の調査報告書[・有り ○無し](分析調査結果あり)</p> <p>(2) 分析調査 ○「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)</p> <p>⑰ 施工数量調査(1.5.2)</p> <p>施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法 調査の範囲○施工範囲同一 調査の方法[監督員との協議による]</p> <p>⑱ 墜落制止用器具</p> <p>○墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p> <p>⑲ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事</p> <p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参考し実施するものとする。</p> <p>⑳ 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参考し実施するものとする。</p>	<p>① 仮設工事</p> <p>① 工事用水 構内既存の施設○利用不可・利用できる(・有償・無償)</p> <p>② 工事用電力 構内既存の施設○利用不可・利用できる(・有償・無償)</p> <p>③ 環境対策について (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。</p> <p>④ 仮囲い (1) 設ける。(範囲、位置及び延長等は図示による。) (2) 防音パネル等を取付ける足場等の設置範囲及び高さ:</p> <p>⑤ 足場 ○「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>6 監督員事務所(2.3.1)</p> <p>規格(m) 床 住上げ 内壁・天井 屋根 備品の種類及び数量</p> <p>⑦ 電気設備の調査等 解体する建築物に関わる電力、防災及び弱電設備の引き込み等は、事前に十分調査を行い、切り廻し等の措置を施した上で建築物の解体を行うこと。</p> <p>⑧ 機械設備の調査等 解体する建築物に関わる給水及び排水の配管や污水栓等については、事前に十分調査を行い、切り廻し等の措置を施した上で建築物の解体を行うこと。</p> <p>③ 解体施工</p> <p>① 事前措置(3.2.1) 事前措置の内容 ・ 建築物解体工事共通仕様書(3.2.1)による ・ 近隣建物に影響がいよいよ適切に養生等を行うこと。 ・ ・ ・</p> <p>② 杣の解体(3.9.2) (1) 杣の解体: ○・行う ○・行わない (2) 杣の解体工法: (3) 杣の処理方法: (4) 杣を残置する場合は、転落防止等の処置を行ふこと。 ※位置を記録し完成図に表記すること。 樹木等の伐採及び移植の数量及び範囲等は、図示による。</p> <p>③ 構内舗装等(3.11.1) ④ 地下埋設物及び埋設配管等(3.12.1) (1) 地下埋設物の解体: ○・行う ○・行わない (2) 埋設配管の解体: ○・行う ○・行わない</p> <p>⑤ 埋戻し、盛土及び整地(3.13.1) (1) 埋戻し及び盛土: ○・行う ○・行わない (2) 埋戻し及び盛土を行う場合の土の種別: ・ A種 適用場所() ○ B種 適用場所() ・ C種 適用場所() ・ 土質() 受渡場所() ・ D種 適用場所() (3) 整地の高さ: ○・現況GL ○・図示による (4) 解体後の敷地境界には、木杭及びビニールロープ等により囲障を設置すること。</p> <p>④ 建設廃棄物の処理</p> <p>① 再資源化等(4.4.1) (1) 建設廃棄物及び建設資材廃棄物の再資源化 建設廃棄物の種類 施設までの距離(Km) 備考 コンクリート アスファルト 金属 (2) 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減等: ○・行う ○・行わない (3) 再資源化された建設廃棄物の現場での使用: ○・行う ○・行わない</p> <p>② 最終処分(4.4.3) 建設廃棄物の種類 施設までの距離(Km) 備考 適宜対応</p> <p>③ 処理に注意を要する建設廃棄物(4.5.1) 建設廃棄物種類 処理の方法等 適宜対応</p> <p>④ 石膏ボードの処理方法(4.5.1) 石膏ボードの種類: 石膏ボードの処理方法:</p>	<p>⑤ 特別管理産業廃棄物(5.1.2)(5.4.1)</p> <p>種類 分析調査 保管・処分 施設までの距離(Km)</p> <p>[・行う・行わない] [・保管・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・保管・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・保管・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・保管・処分]</p> <p>建築物解体工事共通仕様書(5.1.2)等によるものとする。</p>	<p>⑥ 石綿粉じん濃度測定(6.1.3)</p> <p>測定期間 測定場所 測定点数 備考</p> <p>セキュリティーゾーン 入口 1点 空気の流れを確認</p> <p>処理作業中 負圧・除じん装置の排出口 1点 除じん装置の性能確認</p> <p>施工区画周辺 又は敷地境界 4方向各1点 兼用2か所</p> <p>処理作業後 (離シート除去前) 処理作業室内 4点</p> <p>施工区画周辺 又は敷地境界 4方向各1点</p> <p>⑦ 特殊な建設副産物(7.1.3)(7.3.1)</p> <p>種類 分析調査 回収・処分 施設までの距離(Km)</p> <p>[・行う・行わない] [・回収・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・回収・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・回収・処分]</p> <p>[・行う・行わない] [・回収・処分]</p> <p>※発見された場合は監督員に報告し、処分方法等について協議を行うこと。</p>	<p>⑧ 舗装工事</p> <p>① 路床(22.2.2) 層の種類 厚さ 盛土の材料 路床安定処理 試験 (22.2.3)(22.2.5) (表22.2.1)</p> <p>アスファルト舗装図 参照 現場CBR</p> <p>② ジオテキスタイルの適用及び品質: ○路盤の厚さ: [アスファルト舗装図 参照] ○締め度試験: ○・行う ○・行わない</p> <p>③ アスファルト舗装(22.3.2)(22.3.5) (1) 構成及び厚さ○図示による(アスファルト舗装図 参照) (2) 加熱アスファルト混合物等の種類: ・密粒度アスファルト混合物(13) ・再粒度アスファルト混合物(13) ○図示による(アスファルト舗装図 参照)</p> <p>④ 工事名稱 那霸ふ労働者休憩所解体工事 工事年度 令和5年度</p> <p>工事場所 那霸港那霸ふ頭地区 困難名稱 建築解体工事特記仕様書(その2)</p> <p>発注機関 那霸港管理組合 締尺 -</p> <p>摘要 困難番号 3</p> <p>管理建築士 設計 製図 名称(株)翁長設計</p> <p>検印 設計者 構造者 構造者 構造者 構造者</p> <p>登録番号 一級建築士 第376384号</p> <p>所在地 浦添市勢理客 3-2-24 201</p>			



案内図



配置図

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	案内図・配置図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/500 A3 : 1/1,000
摘要		図面番号	4
検印	管理建築士 設計 製圖	名稱	(株)翁長設計
		設計者	資格者氏名 一級建築士 吉田 康平
			登録番号 大臣登録 第376384号
			所在地 浦添市勢理客3-2-24 201

外部仕上表

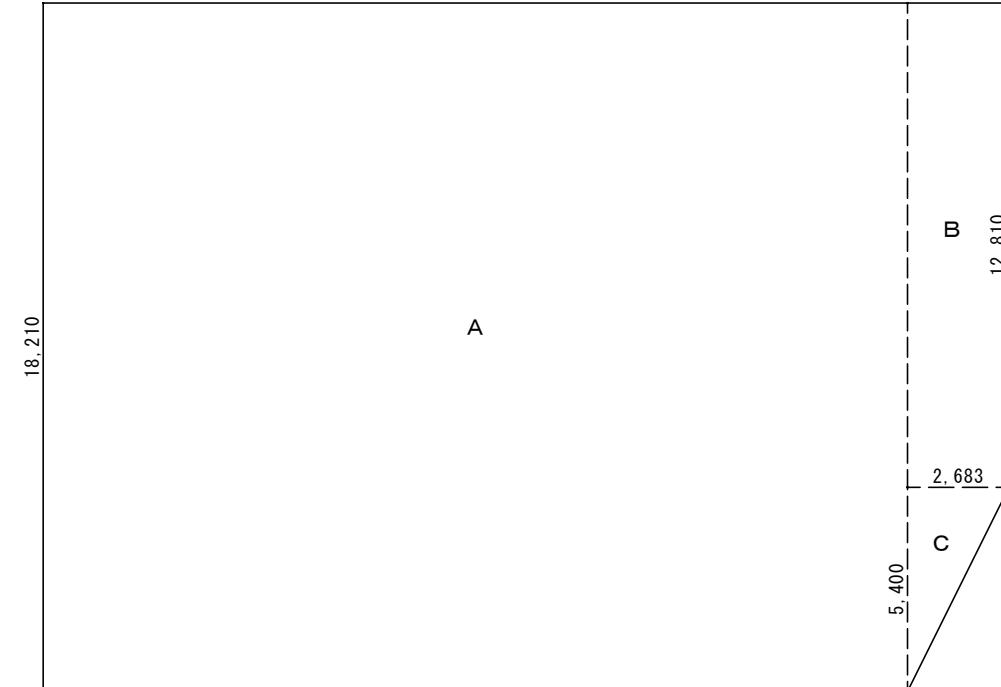
屋根	厚25木毛セメント板下地 アスファルトルーフィング 長尺カラー鉄板折板葺き	壁	長尺カラー鉄板波板張り

内部仕上表

位置 室名	床	巾木	壁	廻縁	天井	備考
事務室	ビニールシート貼り	H=60 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
給湯室	ビニールシート貼り	H=60 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
会議室	ビニールシート貼り	H=60 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
組合員休憩室	厚12杉板下地タタミ敷 1部フローリング敷	畳寄	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	鏡 1台
物置	コンクリート仕上げ	H=60 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
労働者休憩室	コンクリート仕上げ 厚12杉板下地タタミ敷 1部フローリング敷	木: 15*100 畳寄	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	鏡 2台
客席1	コンクリート仕上げ	※H=100 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	※厚5フレキシブルボード下地 厚9ロックウール吸音板	
客席1	コンクリート仕上げ	※H=100 ソフト巾木 木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
客席2	厚12杉板下地タタミ敷	畳寄	プリント合板張り	木: 30*30	和室天井張り	
厨房	コンクリート仕上げ	木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	ステンレス棚 2台 ステンレスダクト 1台 ステンレスフード 2台
着替室2	コンクリート仕上げ	木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	※厚5フレキシブルボード下地 厚9ロックウール吸音板	木製棚
着替室1	コンクリート仕上げ	木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板	
シャワー室1	モザイクタイル張り		壁タイル張り	木: 30*30	※厚5フレキシブルボード	
シャワー室2	モザイクタイル張り		壁タイル張り	木: 30*30	バスリブ張り	
男子便所	モザイクタイル張り		壁タイル張り 上部モルタル塗り	木: 30*30	※厚5有孔セメント板	
女子便所	モザイクタイル張り		壁タイル張り 上部モルタル塗り	木: 30*30	※厚5有孔セメント板	
廊下	コンクリート仕上げ	木: 15*100	プリント合板張り	木: 30*30	※厚5有孔セメント板	ショーケース

22.867

2.683

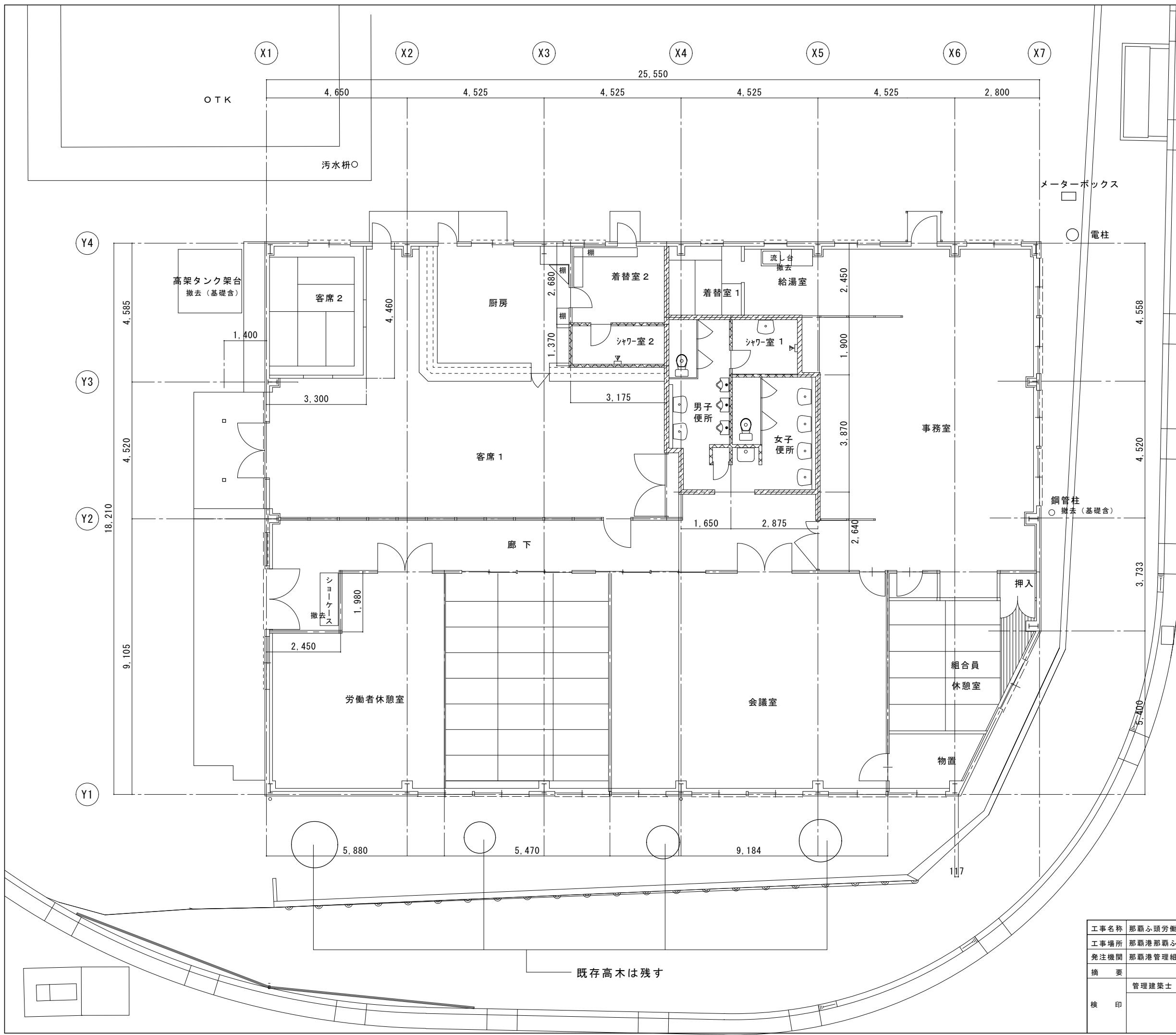


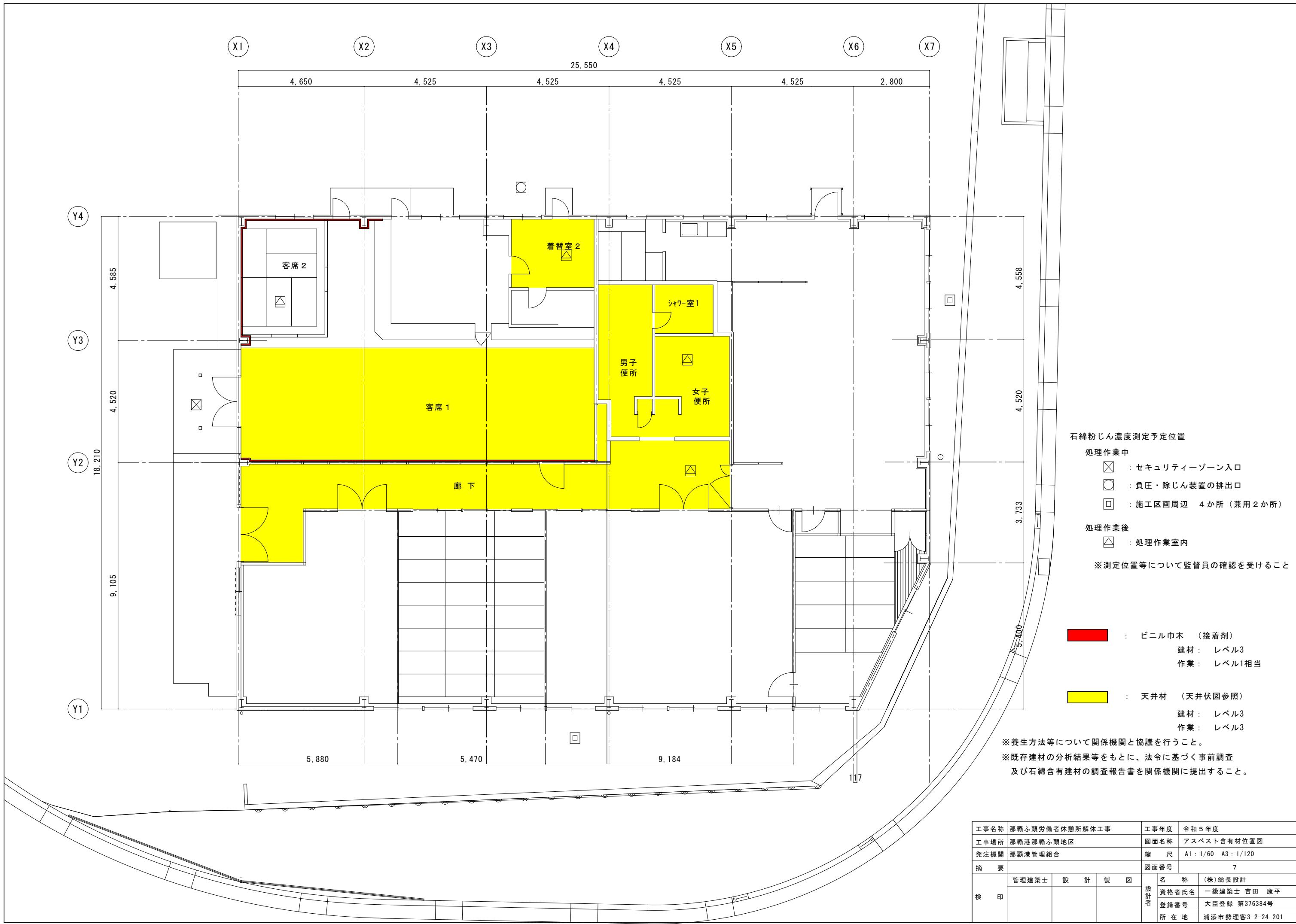
※ アスペスト含有材

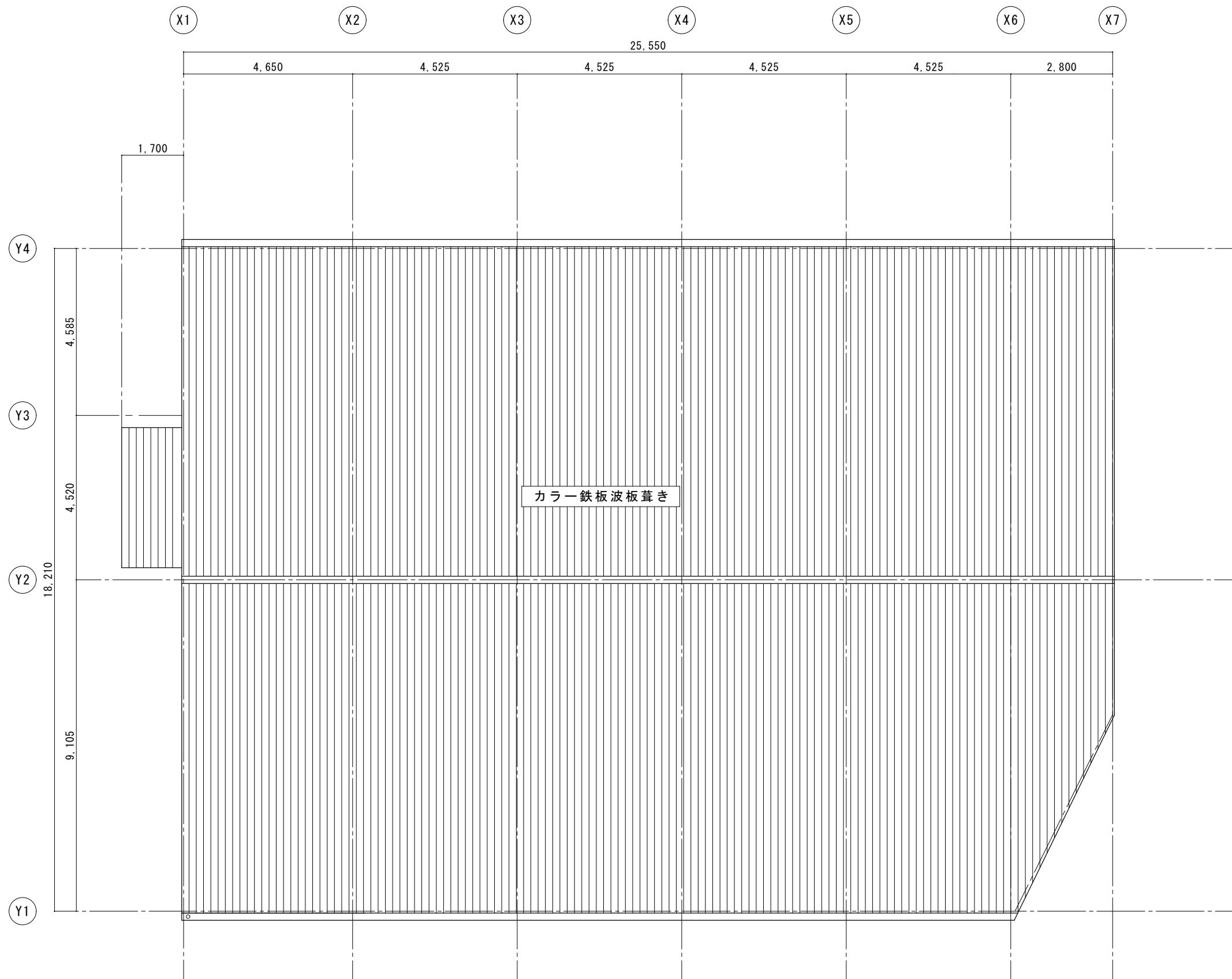
客席1	※ソフト巾木 接着剤 (クリソタイル)	質量分率 5~50% (レベル3)
客席1・着替室2	※厚5フレキシブルボード下地 (クリソタイル)	質量分率 5~50% (レベル3)
シャワー室1	※厚5フレキシブルボード (クリソタイル)	質量分率 5~50% (レベル3)
廊下・男子便所・女子便所	※厚5有孔セメント板 (クリソタイル)	質量分率 5~50% (レベル3)

床面積		
A	22.867 × 18.210 =	416.40807
B	2.683 × 12.810 =	34.36923
A	2.683 × 5.400 /2 =	7.2441
		床面積 = 458.02 m ²
		建築面積 = 458.02 m ²

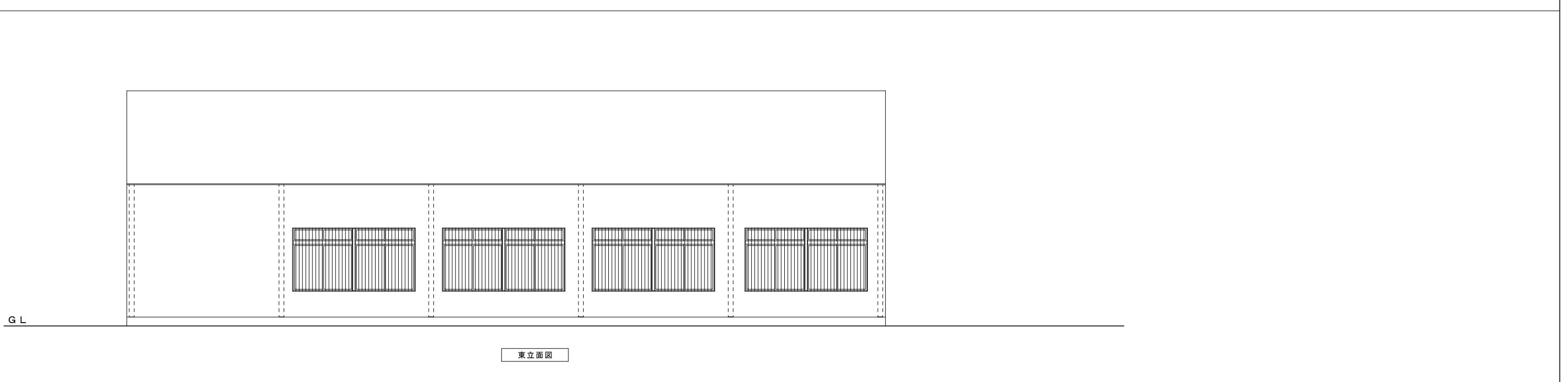
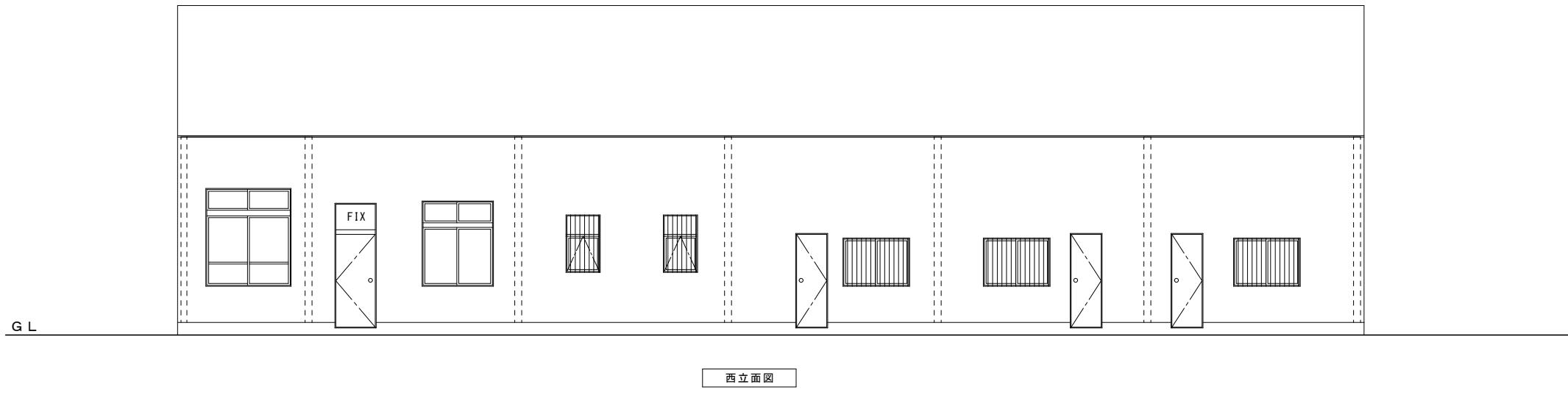
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仕上表・求積図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
摘要		図面番号	5
検印	管理建築士 設計 製図 （株）翁長設計 資格者氏名 一級建築士 吉田 康平 登録番号 大臣登録 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-24 201	名 称	（株）翁長設計



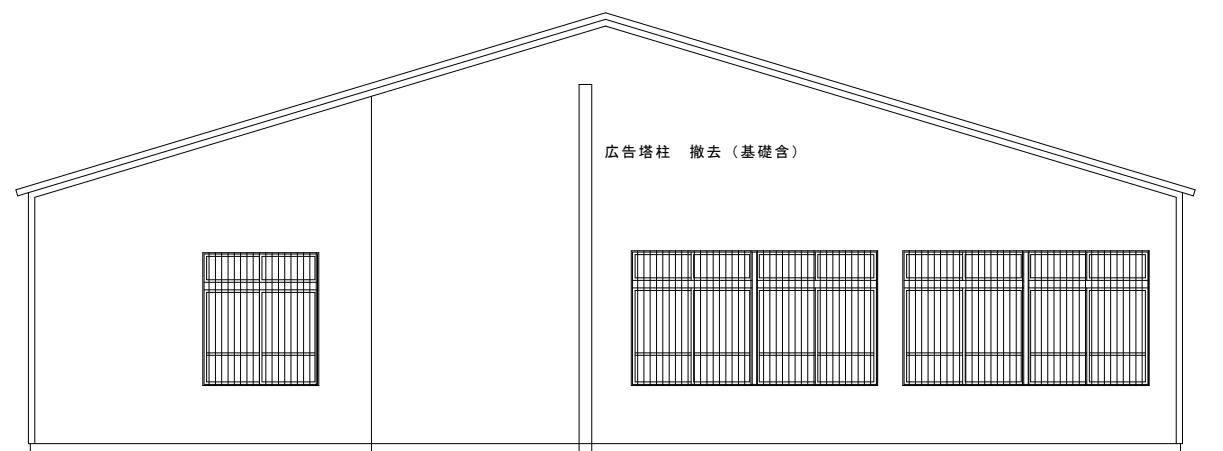




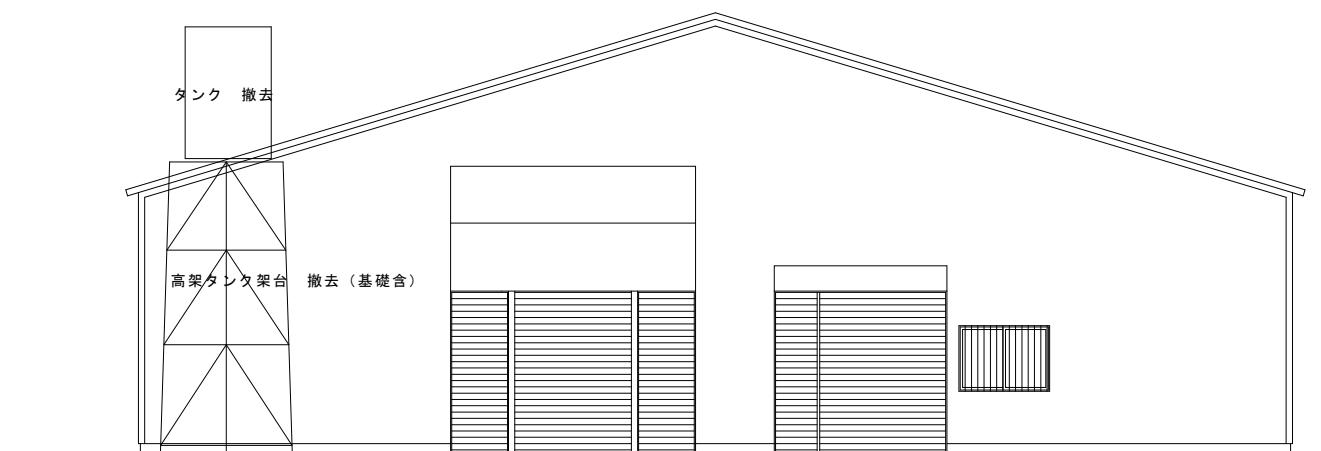
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事			工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区			図面名称	屋根伏図
発注機関	那覇港管理組合			縮尺	A1:1/60 A3:1/120
摘要				図面番号	8
検印	管理建築士	設計	製図	名稱	(株)翁長設計
				設計者	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在地	浦添市勢理客3-2-24 201



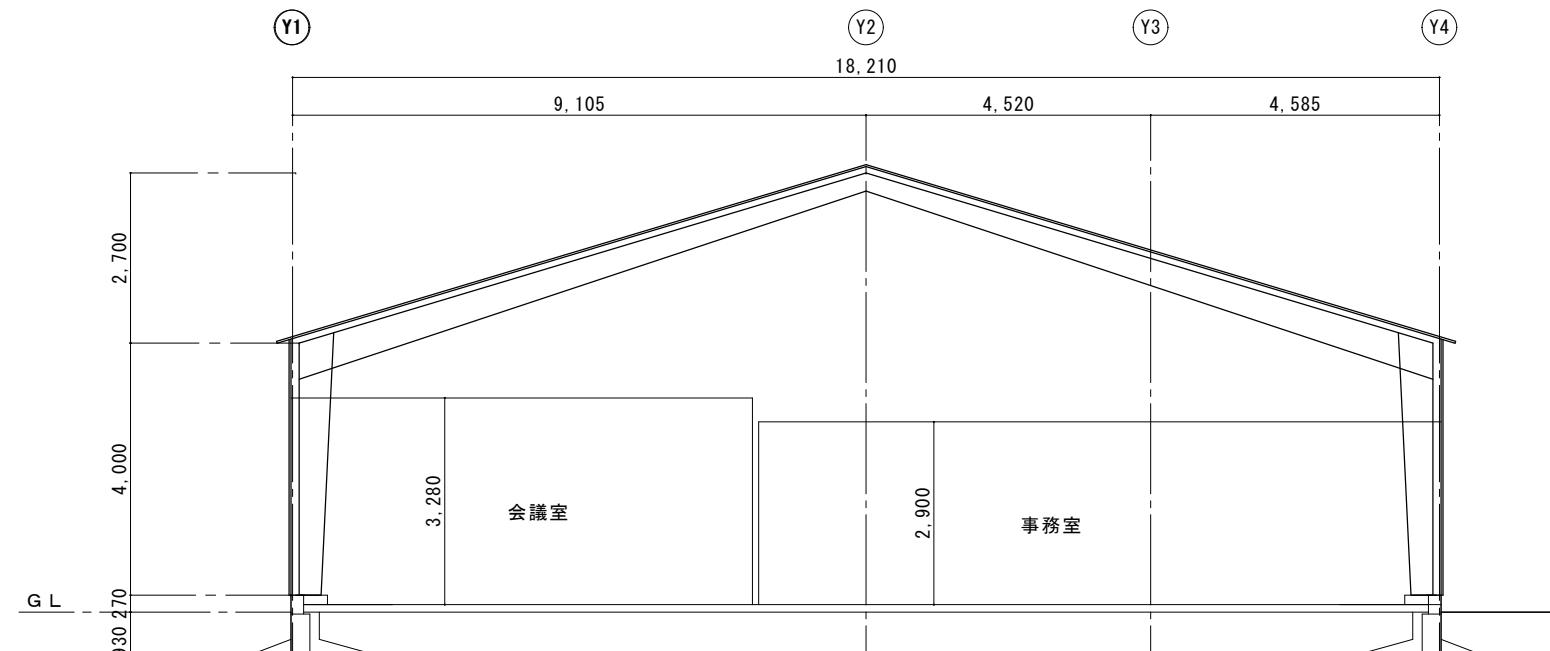
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	立面図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	9
検印	管理建築士 設計 製図 （株）翁長設計 一級建築士 吉田 康平 登録番号 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24	名 称 設計者 所在地	（株）翁長設計 一級建築士 吉田 康平 登録番号 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24



北立面図



南立面図



断面図

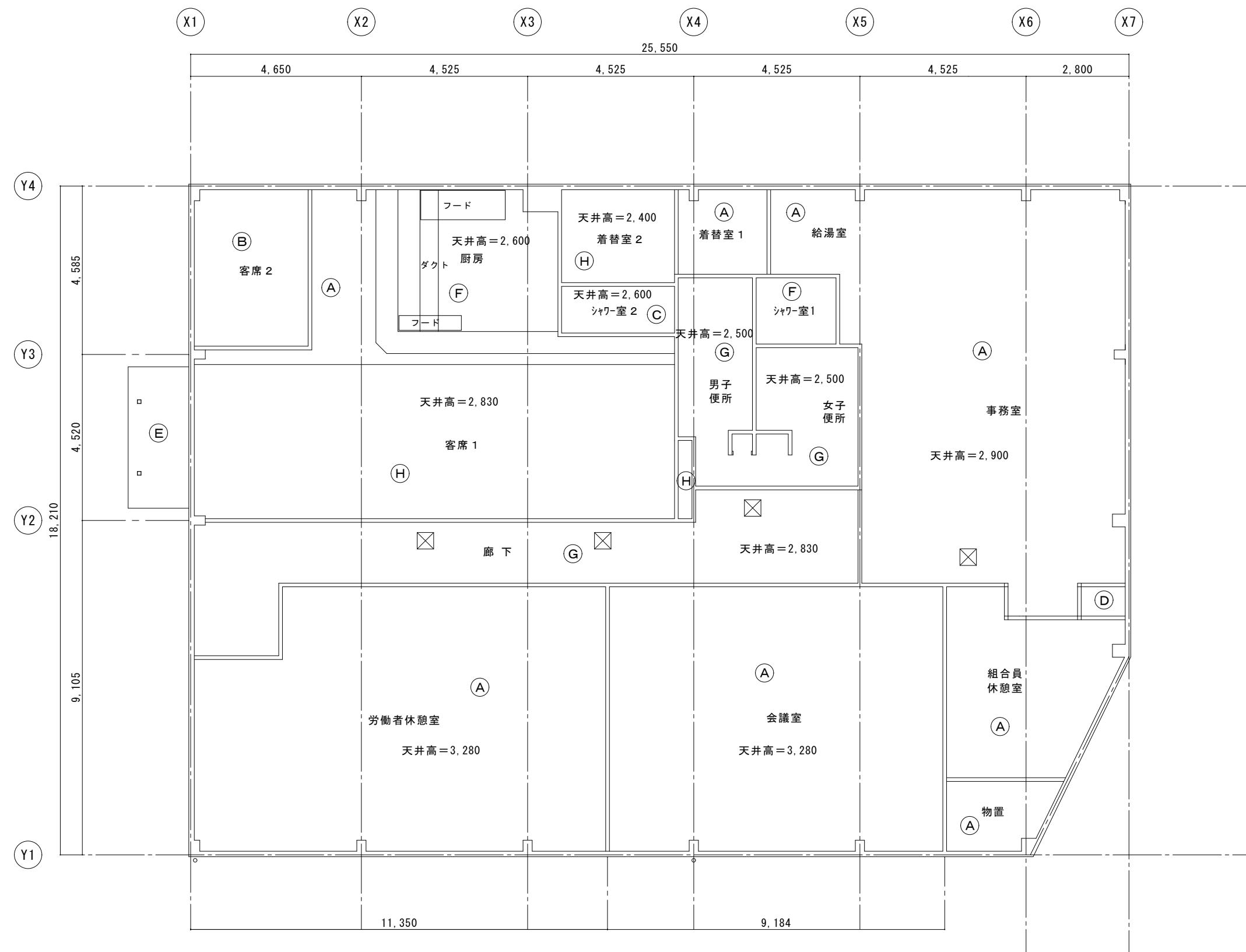
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事		工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区		図面名称	立面図・断面図
発注機関	那覇港管理組合		縮尺	A1:1/60 A3:1/120
摘要			図面番号	10
検印	管理建築士	設計	製図	名稱 (株)翁長設計 設計者 資格者氏名 一級建築士 吉田 康平 登録番号 大臣登録 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24 201



(A)	厚3 ビニルシート貼り
(B)	厚12.0 フローリング張り
(C)	厚15杉板敷 畳敷き
(D)	モザイクタイル張り
(E)	コンクリート金ゴテ仕上げ
(F)	厚12 ラワン合板張り
(G)	床タイル張り

床伏図 A1 : S=1/ 60
A3 : S=1/120

検印	工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事		工事年度	令和5年度			
	工事場所	那覇港那覇ふ頭地区		図面名称	床伏図			
発注機関	那覇港管理組合				縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120		
摘要					図面番号	1 1		
設計者	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計			
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平			
				登録番号	大臣登録 第376384号			
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201			



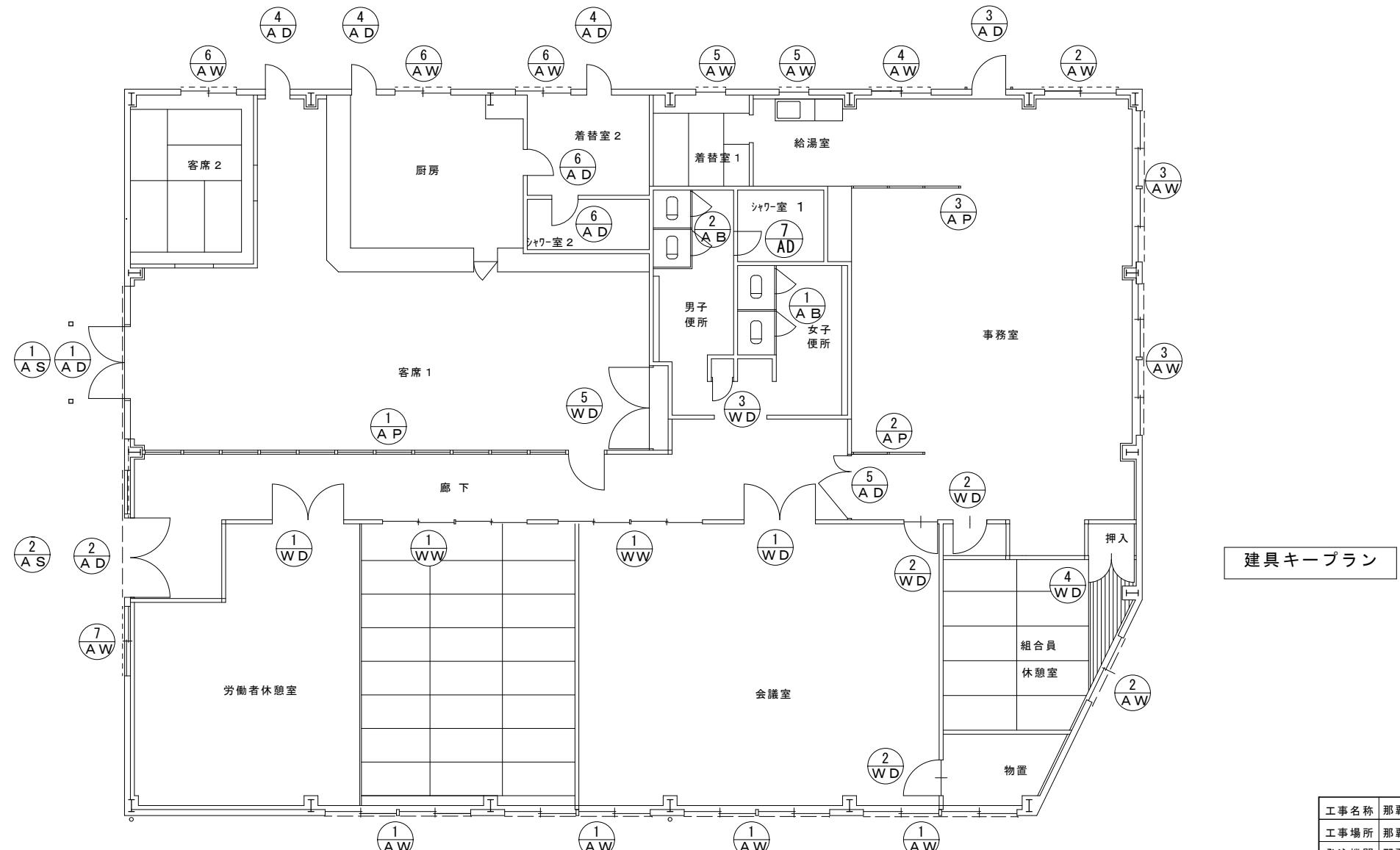
(A)	厚9石膏ボード下地 厚9ロックウール吸音板
(B)	和室天井張り
(C)	パスリップ張り
(D)	7) 3mm ラワン合板
(E)	鉄板張り
(F)	厚5フレキシブルボード ※アスベスト含有(クリソタイル)
(G)	厚5有孔セメント板 ※アスベスト含有(クリソタイル)
(H)	厚5フレキシブルボード下地 厚9ロックウール吸音板 ※アスベスト含有(クリソタイル) 厚6フレキシブルボード
(X)	天井点検口 450*450

天井伏図 A1 : S=1/60
A3 : S=1/120

検印	工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事		工事年度	令和5年度
	工事場所	那覇港那覇ふ頭地区		図面名称	天井伏図
発注機関	那覇港管理組合		縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120	
摘要			図面番号	12	
設計者	管理建築士	設計	製図	名称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
			所在地	浦添市勢理客3-2-24 201	

建具表 S = 1 / 60

符 号	1 WD 会議室他 2ヶ所	2 WD 会議室他 3ヶ所	3 WD 便所 1ヶ所	4 WD 組合員休憩室 1ヶ所	5 WD 会議室他 1ヶ所	1 WW 会議室他 2ヶ所
姿寸 図法						
型式・見込	木製両開き戸	木製片開き戸	木製片開き戸	木製両開き戸	木製両開き戸	木製引違い窓 2連
仕上	プリント合板貼	プリント合板貼	ラワン合板 O.P.	プリント合板貼	プリント合板貼	
硝子						厚3mm 透明
金具						
備考						

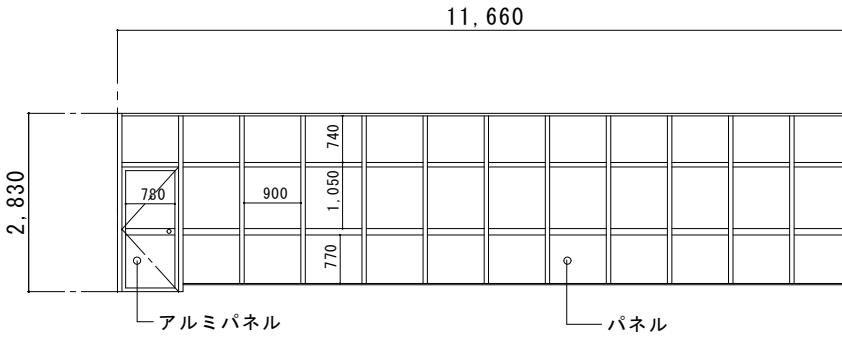
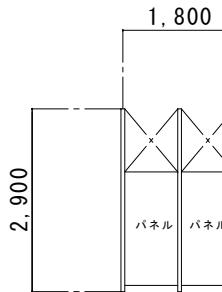
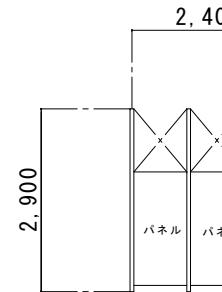
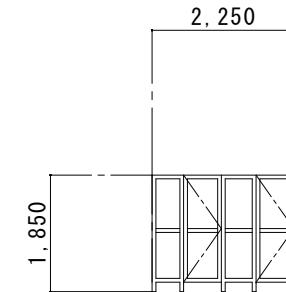
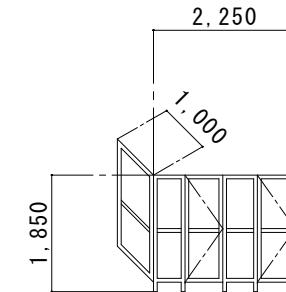


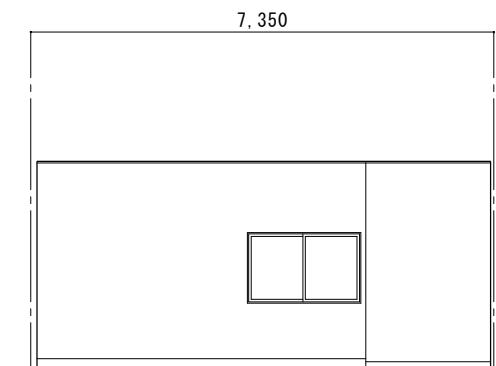
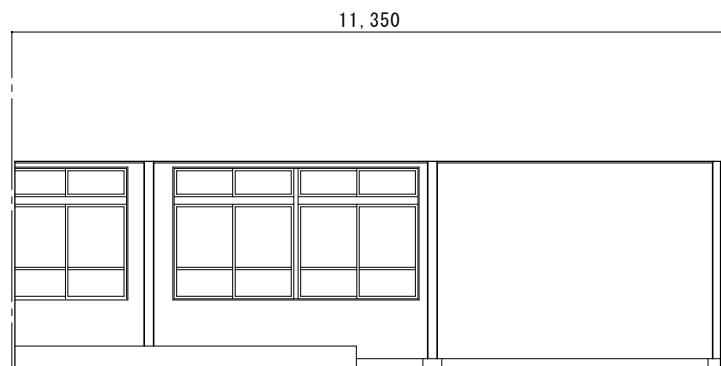
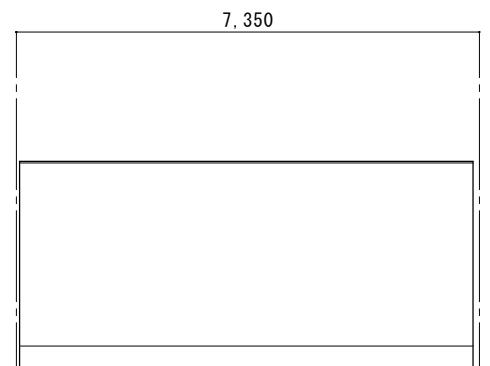
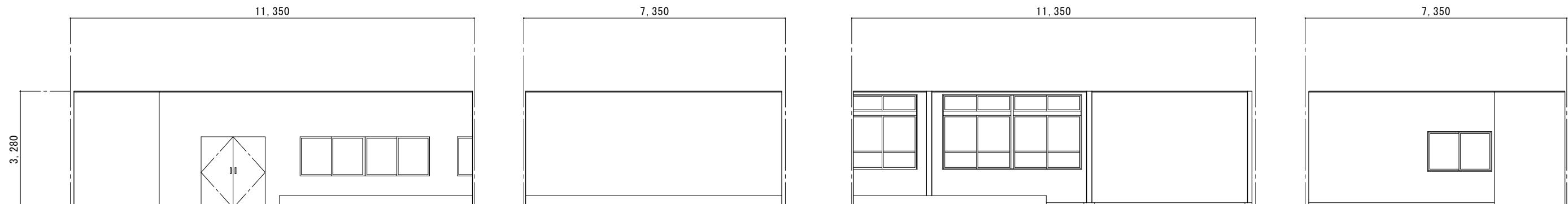
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	建具表 1
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	1 3
検印	管理建築士 設計 製図 大曾根 誠一 登録番号 第376384号	名 称 (株)翁長設計 設計者 所在地	(株)翁長設計 一級建築士 吉田 康平 大臣登録 第376384号 浦添市勢理客3-2-24 201

符 号	1 AD 客席1 1ヶ所	2 AD 廊下 1ヶ所	3 AD 事務室 1ヶ所	4 AD 厨房他 3ヶ所	5 AD 事務室 1ヶ所	6 AD 着替室2他 2ヶ所	7 AD シャワー室1 1ヶ所
姿 寸 法 図							
型式・見込	両開きドア 袖FIX ランマFIX	両開きドア 袖FIX ランマFIX	片開きフラッシュドア ランマFIX	片開きフラッシュドア	両開き框ドア	片開き框ドア	片開き框ドア
仕 上	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ
硝 子	厚5mm 透明	厚5mm 透明	厚5mm 透明		厚5mm 透明	厚5mm 透明	
金 具	取手 錠	取手 錠	錠	錠	錠	錠	錠
備 考	木額縁	木額縁	木額縁	木額縁	木額縁	木額縁	木額縁
符 号	1 AW 会議室他 4ヶ所	2 AW 組合員休憩室他 2ヶ所	3 AW 事務室 2ヶ所	4 AW 事務室 1ヶ所	5 AW 湯沸室 2ヶ所	6 AW 厨房他 3ヶ所	
姿 寸 法 図							
型式・見込	引違い窓 2連 ランマ付	引違い窓 ランマ付	引違い窓 2連 ランマ付	引違い窓 ランマ付	引出し窓 ランマ付	引違い窓	
仕 上	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	
硝 子	厚6.8mm 網入型板	厚6.8mm 網入型板	厚6.8mm 網入型板	厚5mm 透明	厚5mm 透明	厚5mm 透明	
金 具	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	
備 考	アルミ格子撤去含む	アルミ格子撤去含む	アルミ格子撤去含む	鉄格子撤去含む	鉄格子撤去含む	鉄格子撤去含む	
符 号	7 AW 労働者休憩室 1ヶ所	1 AS 客席1 1ヶ所	2 AS 廊下 1ヶ所				
姿 寸 法 図							
型式・見込	引違い窓	軽量シャッター	軽量シャッター				
仕 上	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ	アルミアルマイト仕上げ				
硝 子	厚5mm 透明						
金 具	クレセント						
備 考	アルミ格子撤去含む						

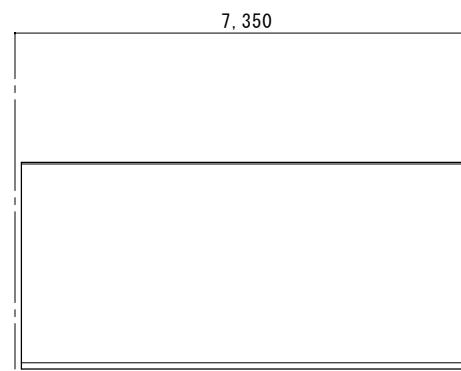
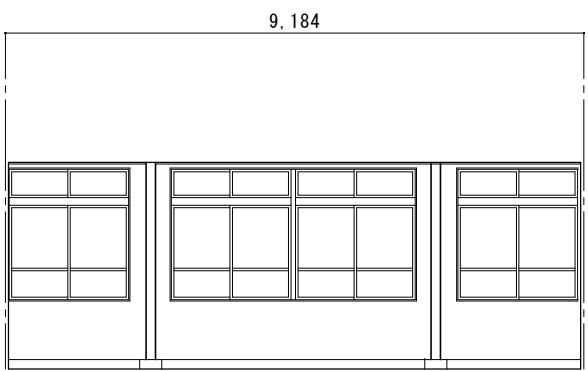
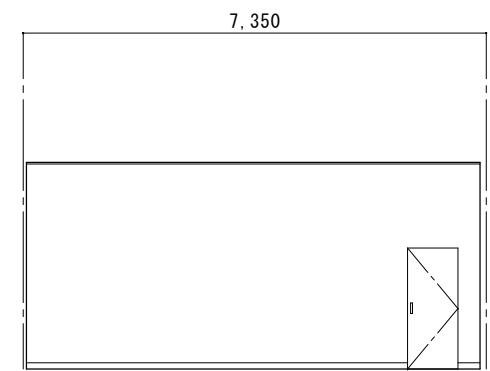
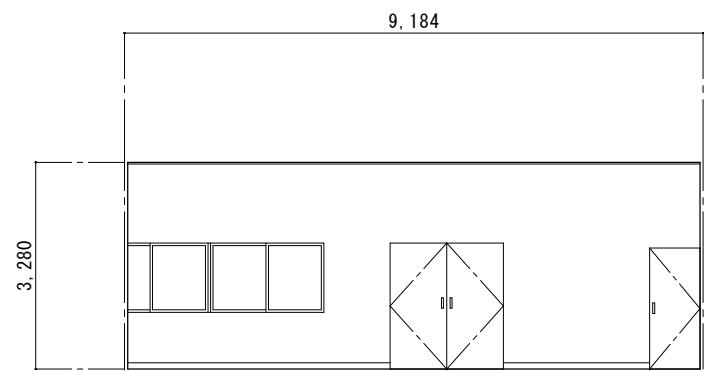
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	建具表 2
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	1 4
検印	管理建築士 設計 製図 設計者 資格者氏名 登録番号 所在地	名 称 (株)翁長設計 一級建築士 吉田 康平 大臣登録 第376384号 浦添市勢理客3-2-24 201	

建具表 S = 1 / 60

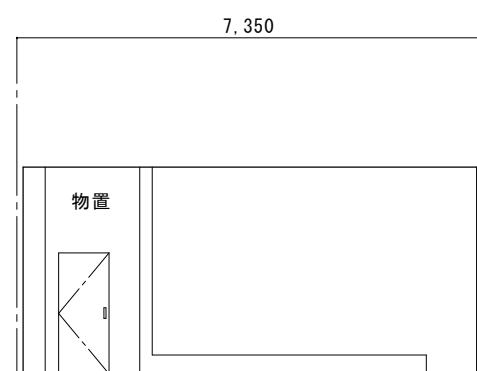
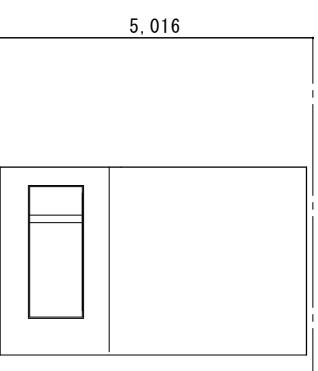
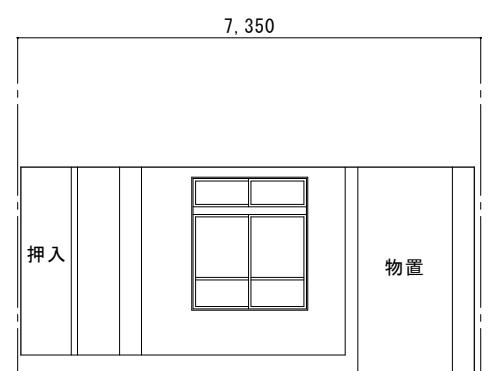
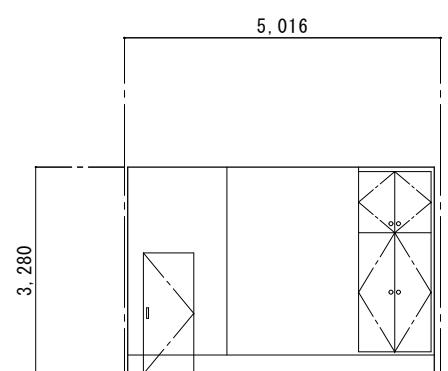
符 号	1 AP 客席1 	2 AP 事務室 	3 AP 事務室 	1 AB 女子便所 	2 AB 男子便所 
姿 寸 図 法					
型式・見込	アルミパテーション	アルミパテーション	アルミパテーション	アルミトイレブース	アルミトイレブース
仕 上					
硝 子	厚5mm 透明				
金 具					
備 考					
符 号					
姿 寸 図 法					
型式・見込					
仕 上					
硝 子					
金 具					
備 考					
符 号					
姿 寸 図 法					
型式・見込					
仕 上					
硝 子					
金 具					
備 考					
姿 寸 図 法					
型式・見込					
仕 上					
硝 子					
金 具					
備 考					
工事名称	那霸ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度		
工事場所	那霸港那霸ふ頭地区	図面名称	建具表 3		
発注機関	那霸港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120		
摘要		図面番号	15		
	管理建築士 設 計 製 図	名 称	(株)翁長設計		
検印		設計者	資格者氏名 一級建築士 吉田 康平		
		登録番号	大臣登録 第376384号		
		所在地	浦添市勢理客3-2-24 201		



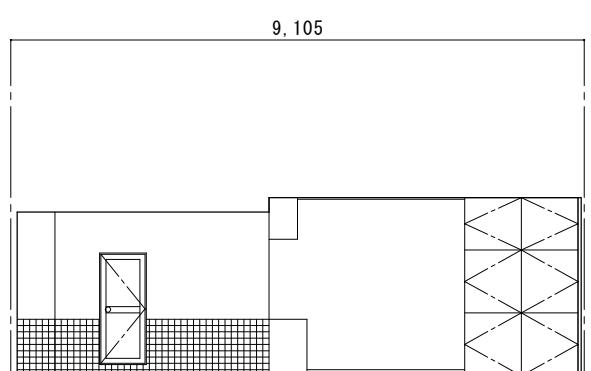
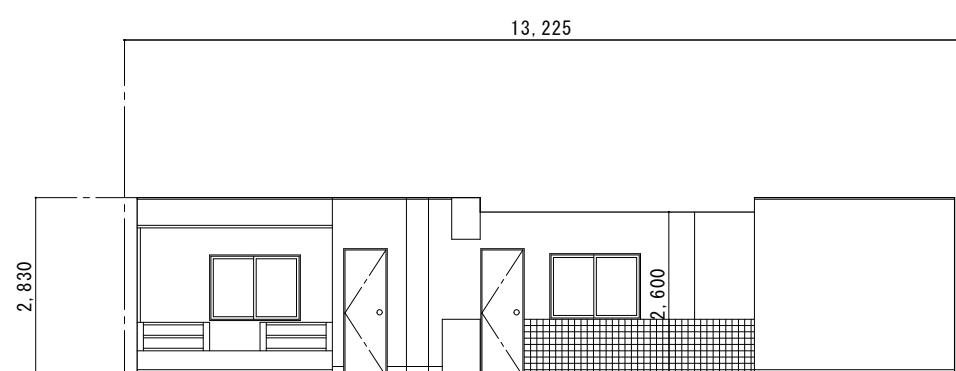
労働者休憩室



会議室

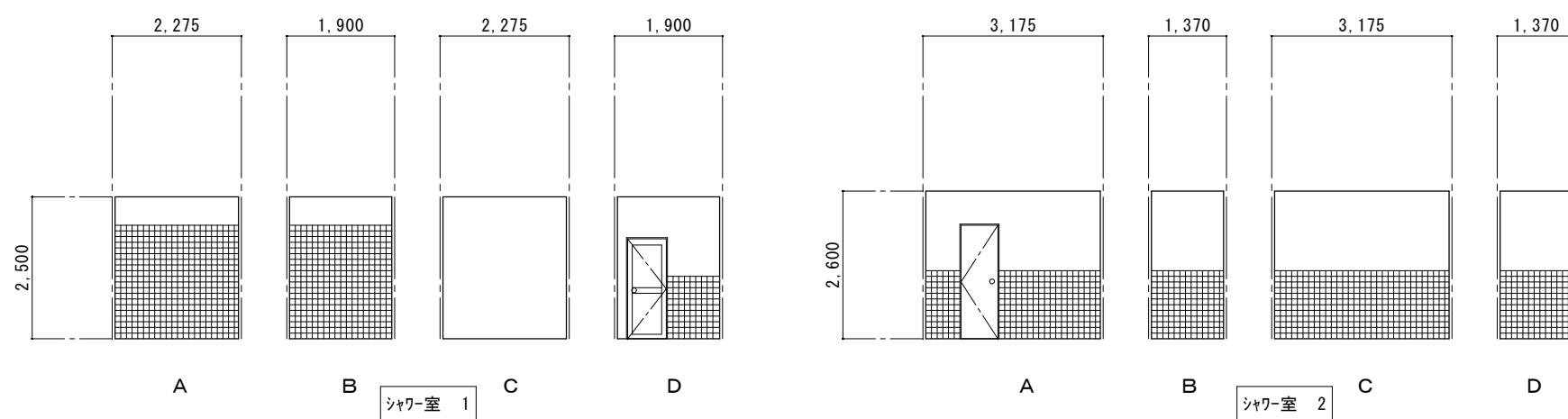
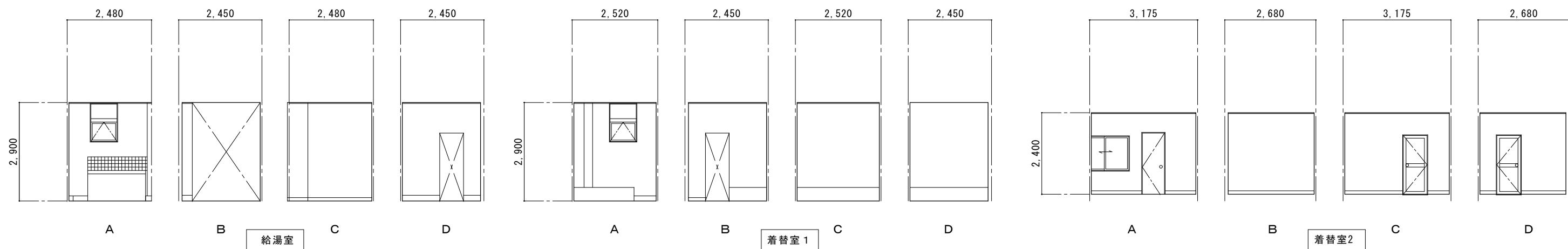
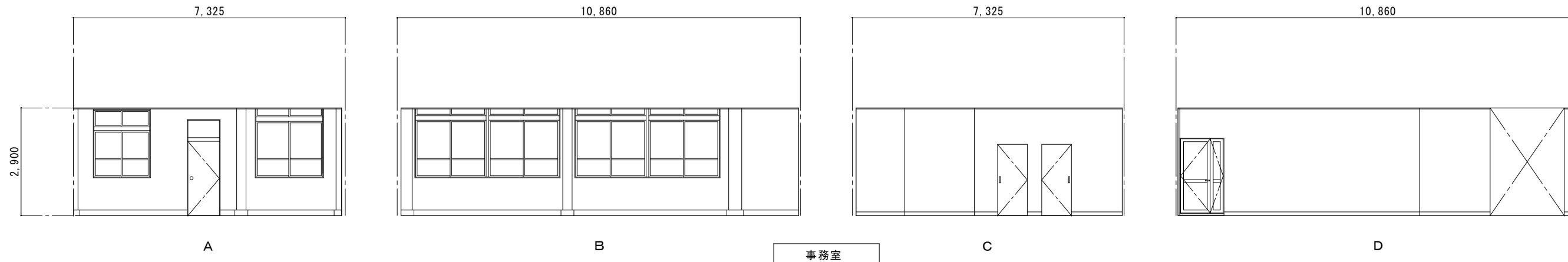
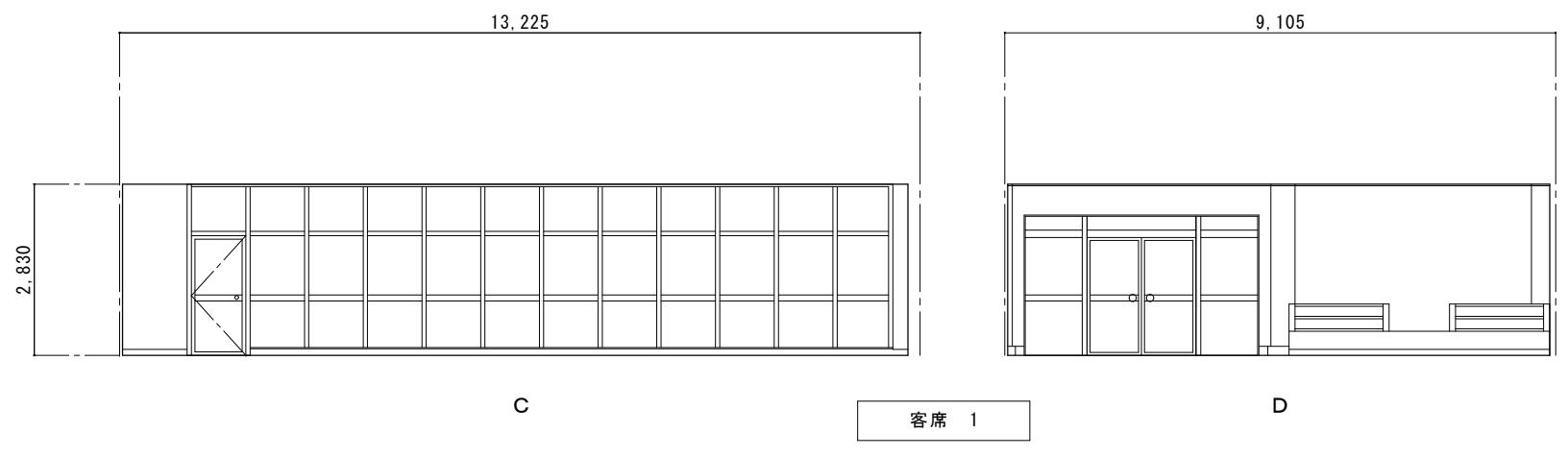


組合員休憩室

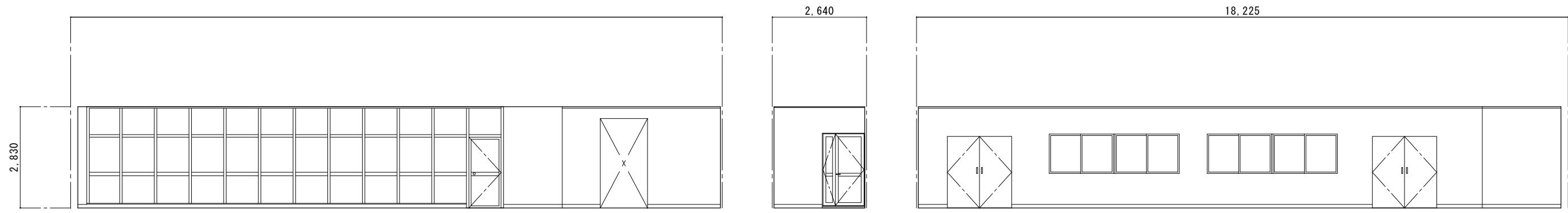


客席 1

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	展開図 1
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	1 6
検印	管理建築士 設計 製図 （株）翁長設計 設計者 氏名 一級建築士 吉田 康平 登録番号 大臣登録 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24 201	名 称	（株）翁長設計



工事名称	那霸ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那霸港那霸ふ頭地区	図面名称	展開図 2
発注機関	那霸港管理組合	縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	17
検印	管理建築士 設計 製図 （株）翁長設計 設計者 氏名 一級建築士 吉田 康平 登録番号 大臣登録 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24	名称	（株）翁長設計

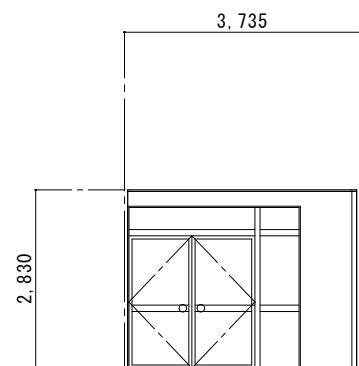


A

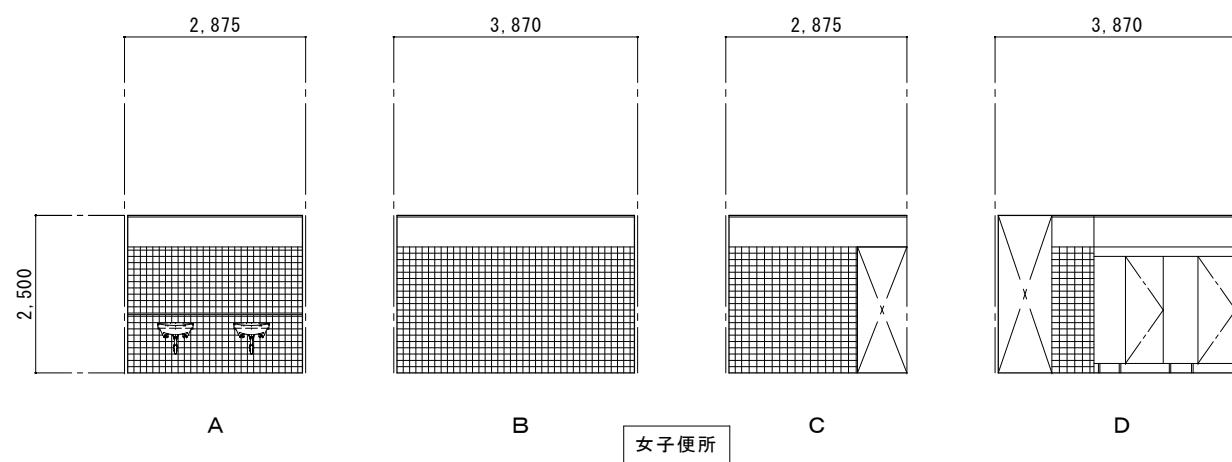
廊下

B

C



D



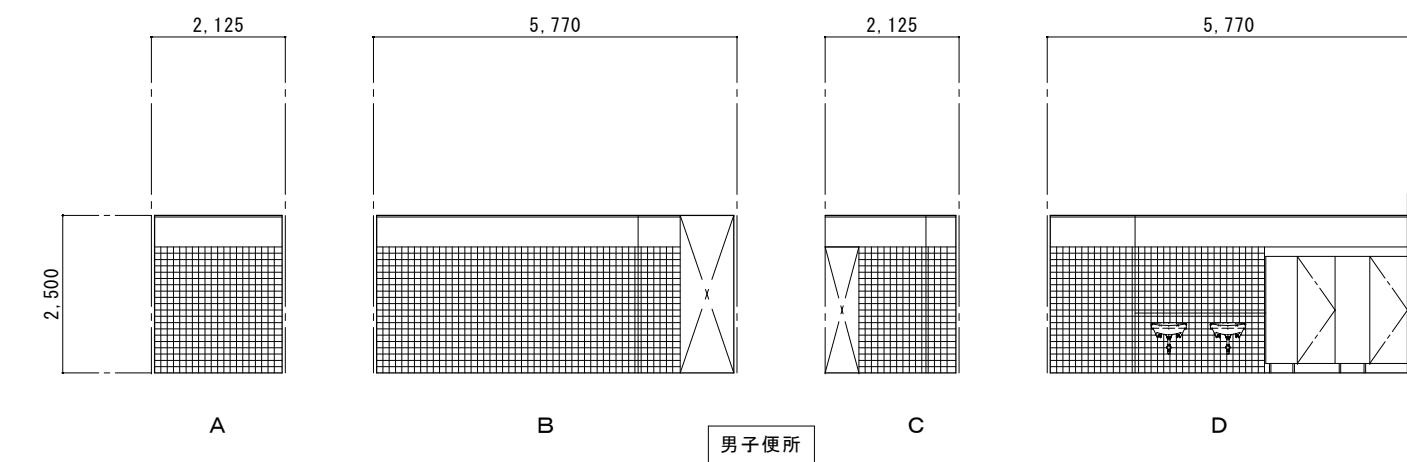
A

B

C

D

女子便所



A

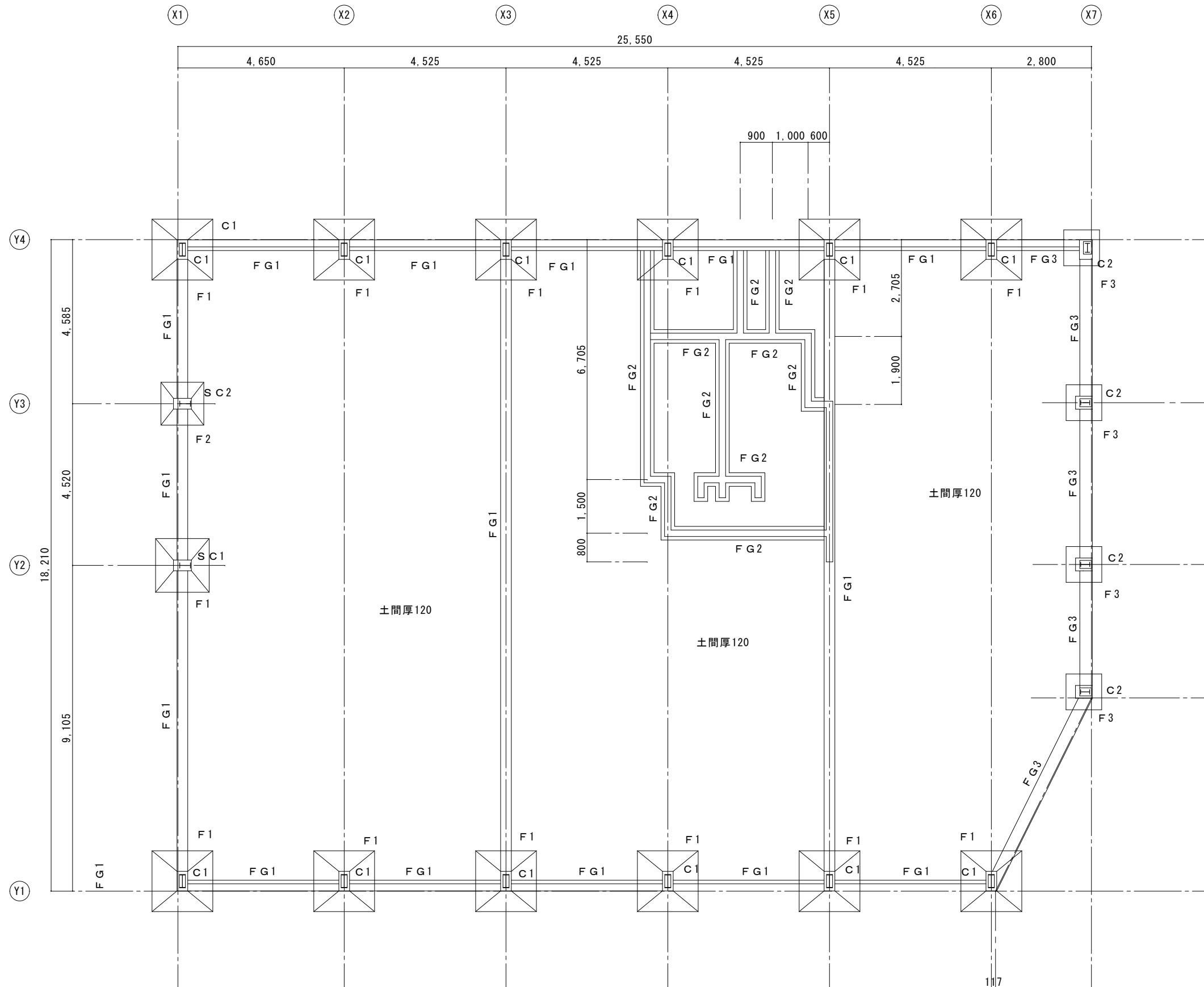
B

C

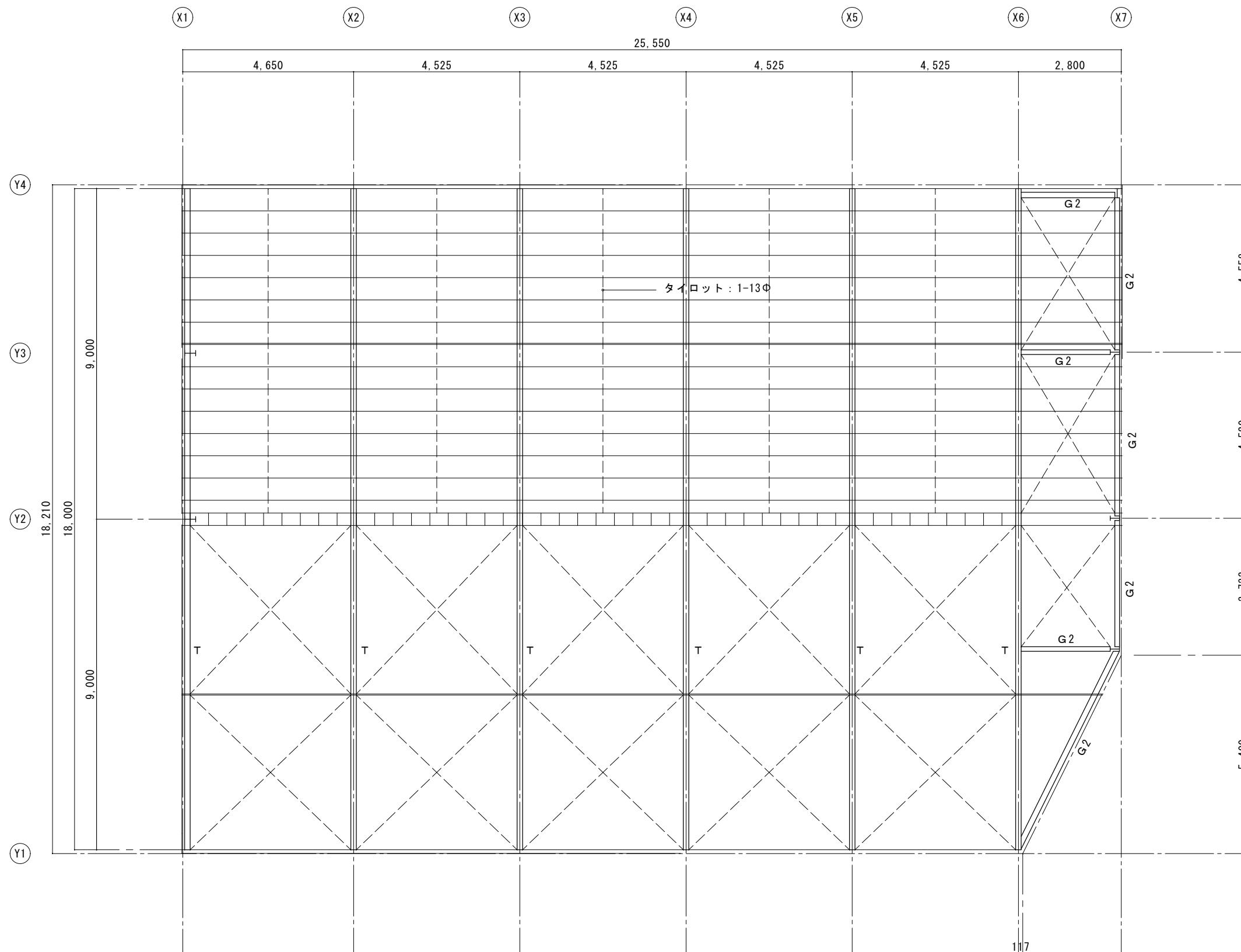
D

男子便所

工事名称	那霸ふ頭労働者休憩所解体工事			工事年度	令和5年度
工事場所	那霸港那霸ふ頭地区			図面名称	展開図 3
発注機関	那霸港管理組合			縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要				図面番号	18
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)翁長設計
				設計者	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在地	浦添市勢理客3-2-24



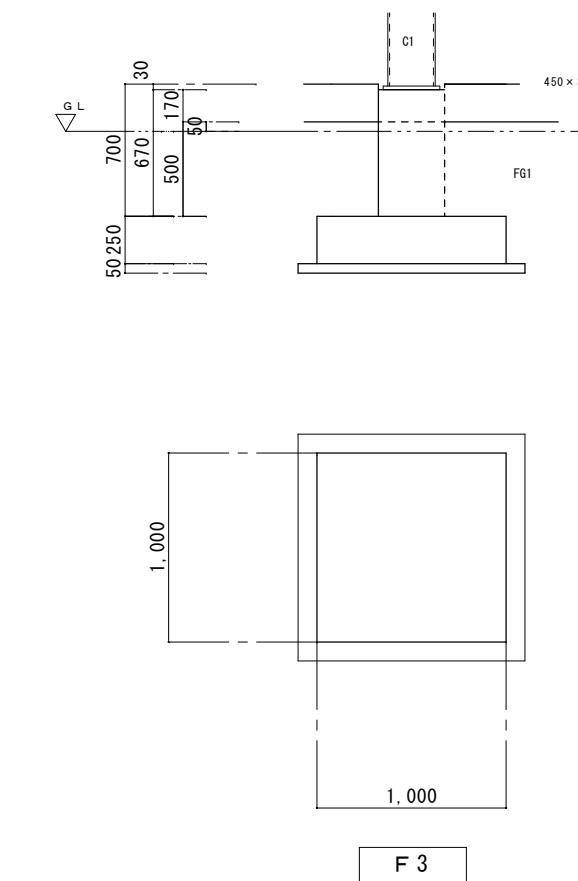
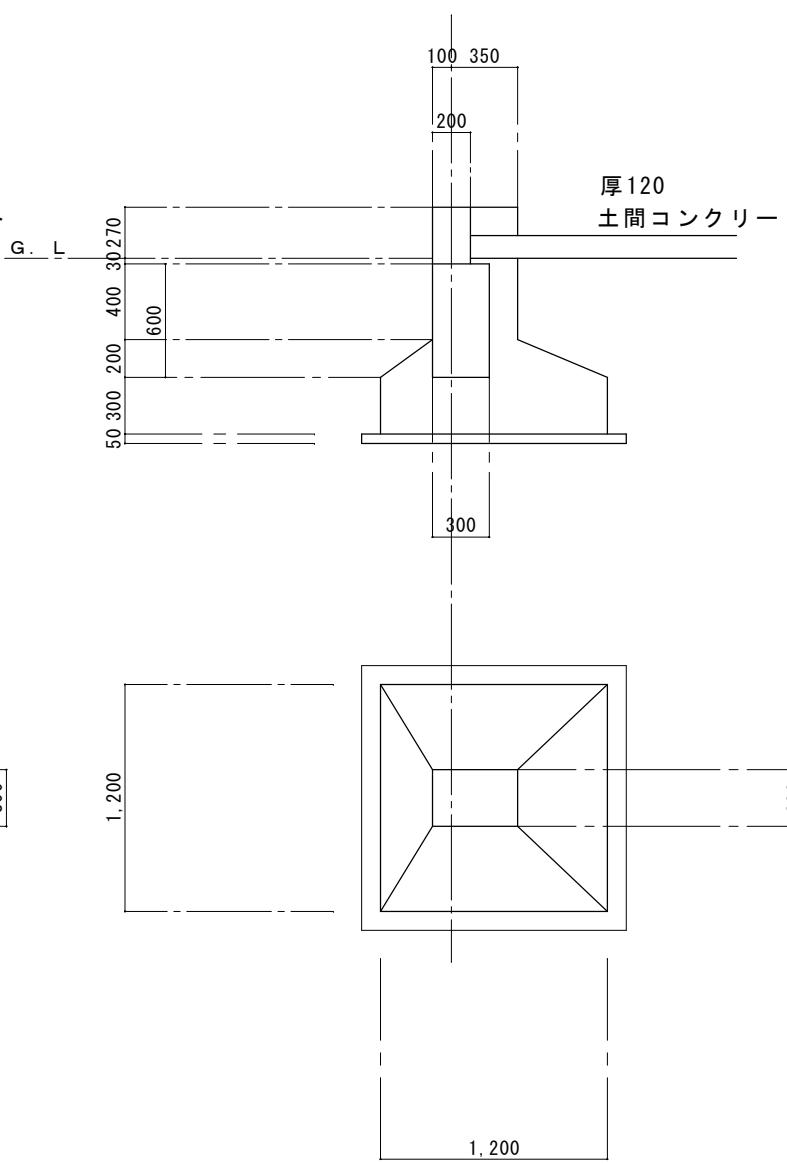
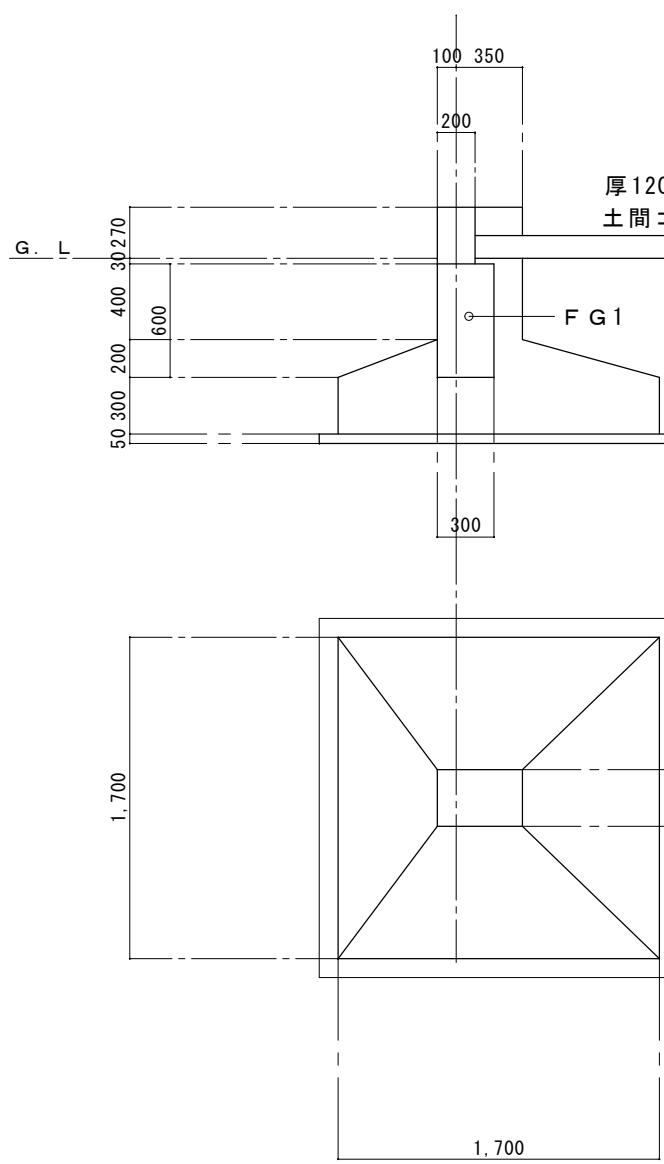
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事		工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区		図面名称	基礎伏圖
発注機関	那覇港管理組合		縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要			図面番号	19
検印	管理建築士	設計	製図	名 称 (株)翁長設計 設計者 資格者氏名 一級建築士 吉田 康平 登録番号 大臣登録 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24 201



T : 川鉄 テーパースチール
 C 1 : 川鉄 テーパースチール
 S C 1 : L H-300*150*4.5*9
 S C 2 : L H-300*150*4.5*6
 S C 3 : L H-200*100*3.2*4.5
 G 1 : L H-300*150*4.5*6
 モヤ : C-100*50*20*2.0
 ドウブチ : C-125*50*20*2.0
 筋達 : 1-19Φ

 G 2 : H-250*125*6*9
 C 2 : H-250*125*6*9

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	梁伏図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	20
検印	管理建築士 設計 製図	名 称	(株)翁長設計
		資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
		登録番号	大臣登録 第376384号
		所在	浦添市勢理客3-2-24 201



符号	F63
位置	全断面
形状	350 500

F 1

F 2

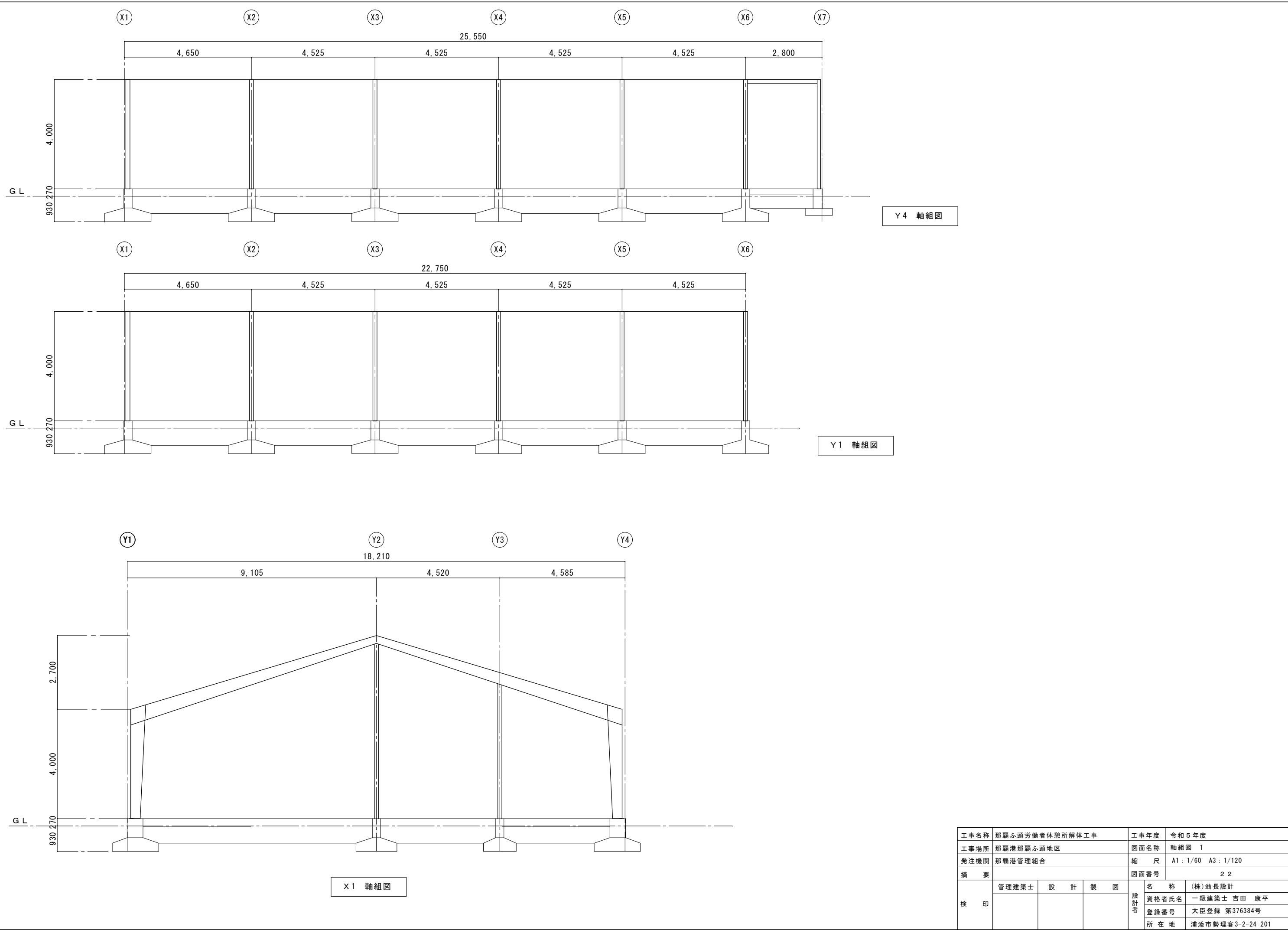
符号	F61	F62	F63
位置	全断面	全断面	全断面
形状	600 300	50 180 380 220 400	500 350

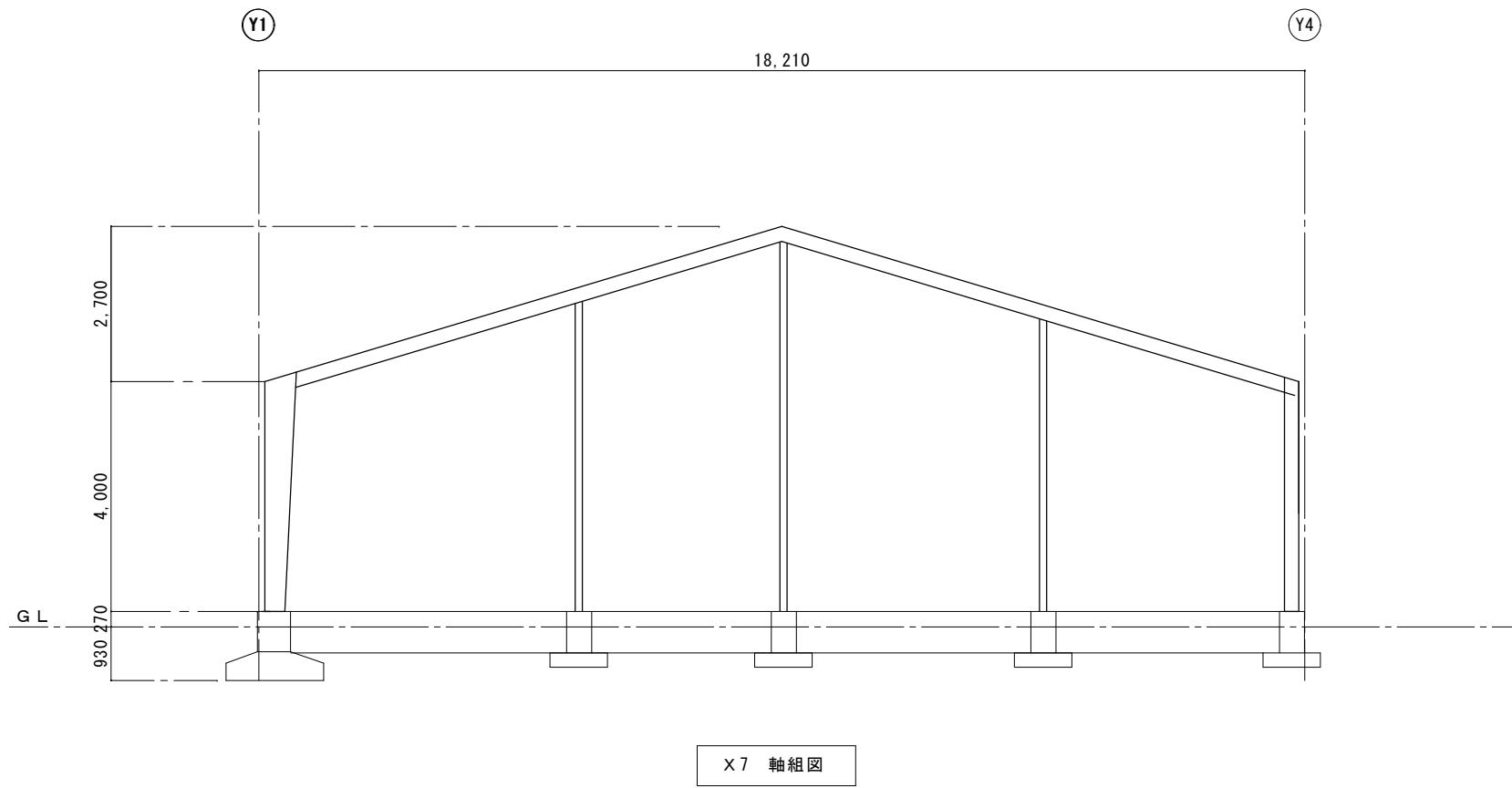
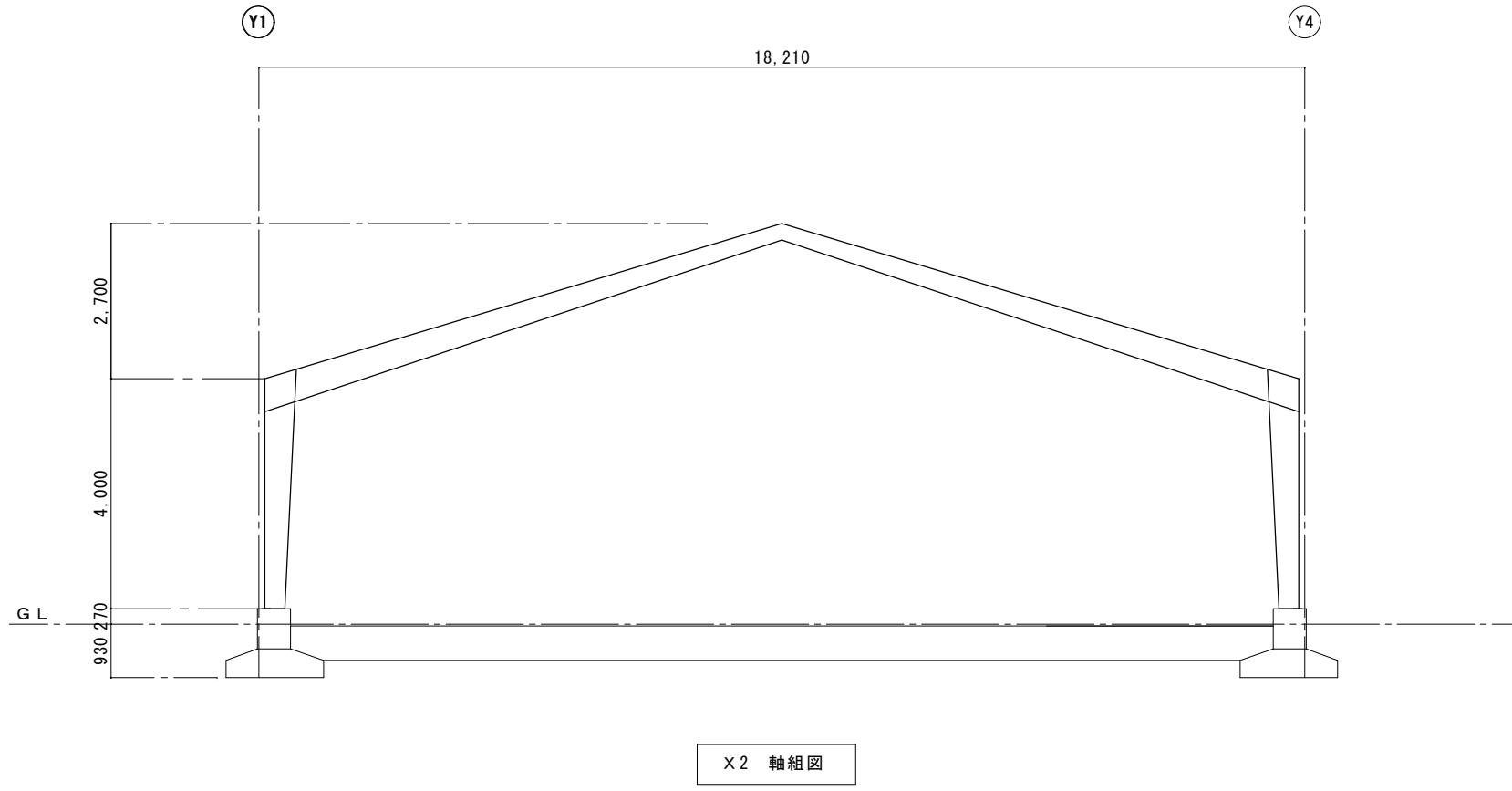
特記事項

「杭等地中埋設物が発見された場合は、杭頭位置を測量し、完成図面に記載する事」

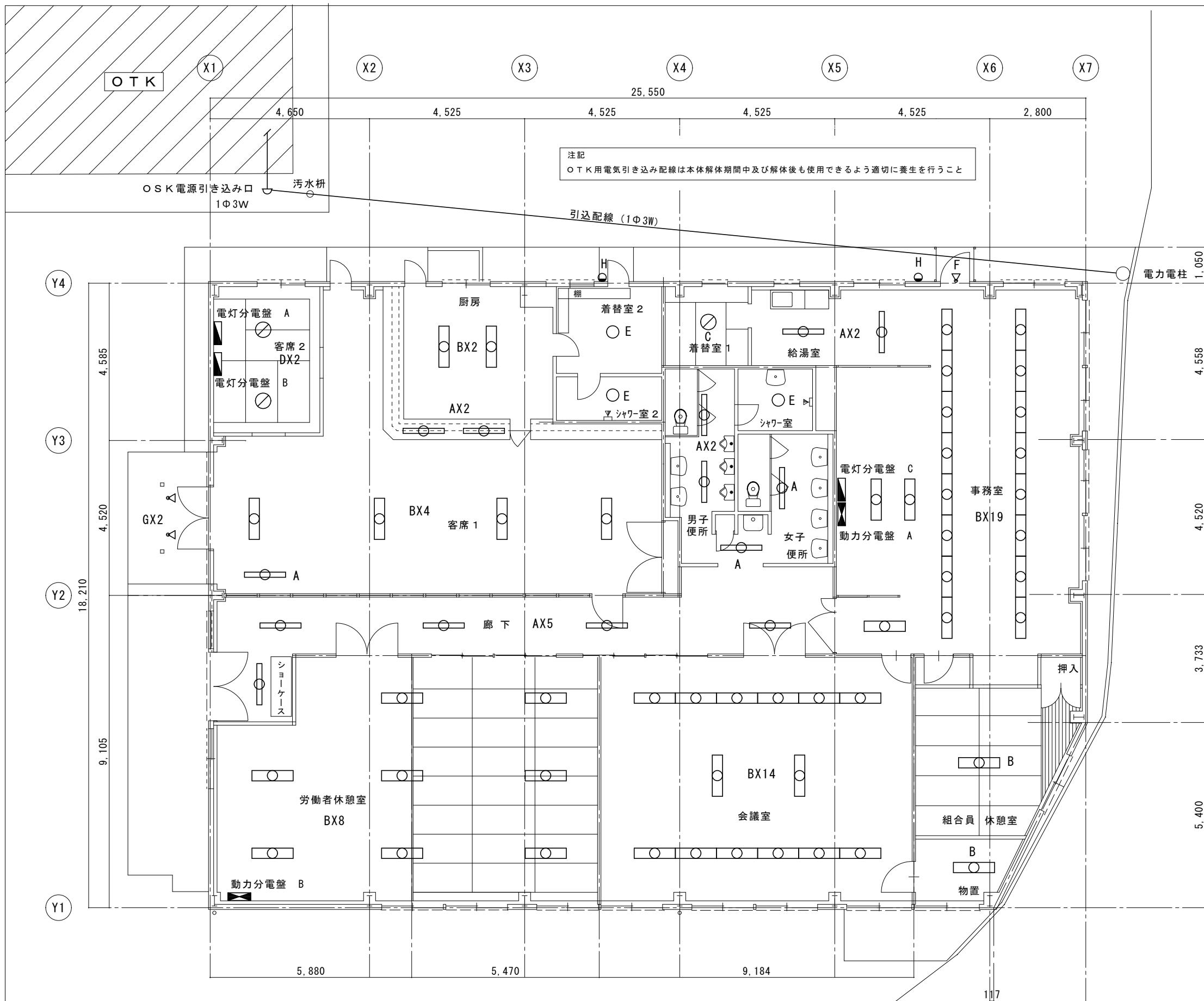
符号	W1
位置	全断面
形状	200 250

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	基礎・梁リスト
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/20 A3 : 1/40
摘要		図面番号	2 1
検印	管理建築士 設計 製図	名稱	(株)翁長設計
		資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
		登録番号	大臣登録 第376384号
		所在地	浦添市勢理客3-2-24 201





工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事		工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区		図面名称	軸組図 2
発注機関	那覇港管理組合		縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要			図面番号	2 3
検印	管理建築士	設計	製図	名 称 (株)翁長設計 設計者 様 登録番号 第376384号 所在地 浦添市勢理客3-2-24 201



注記
O TK用電気引き込み配線は本体解体期間中及び解体後も使用できるよう適切に養生を行うこと

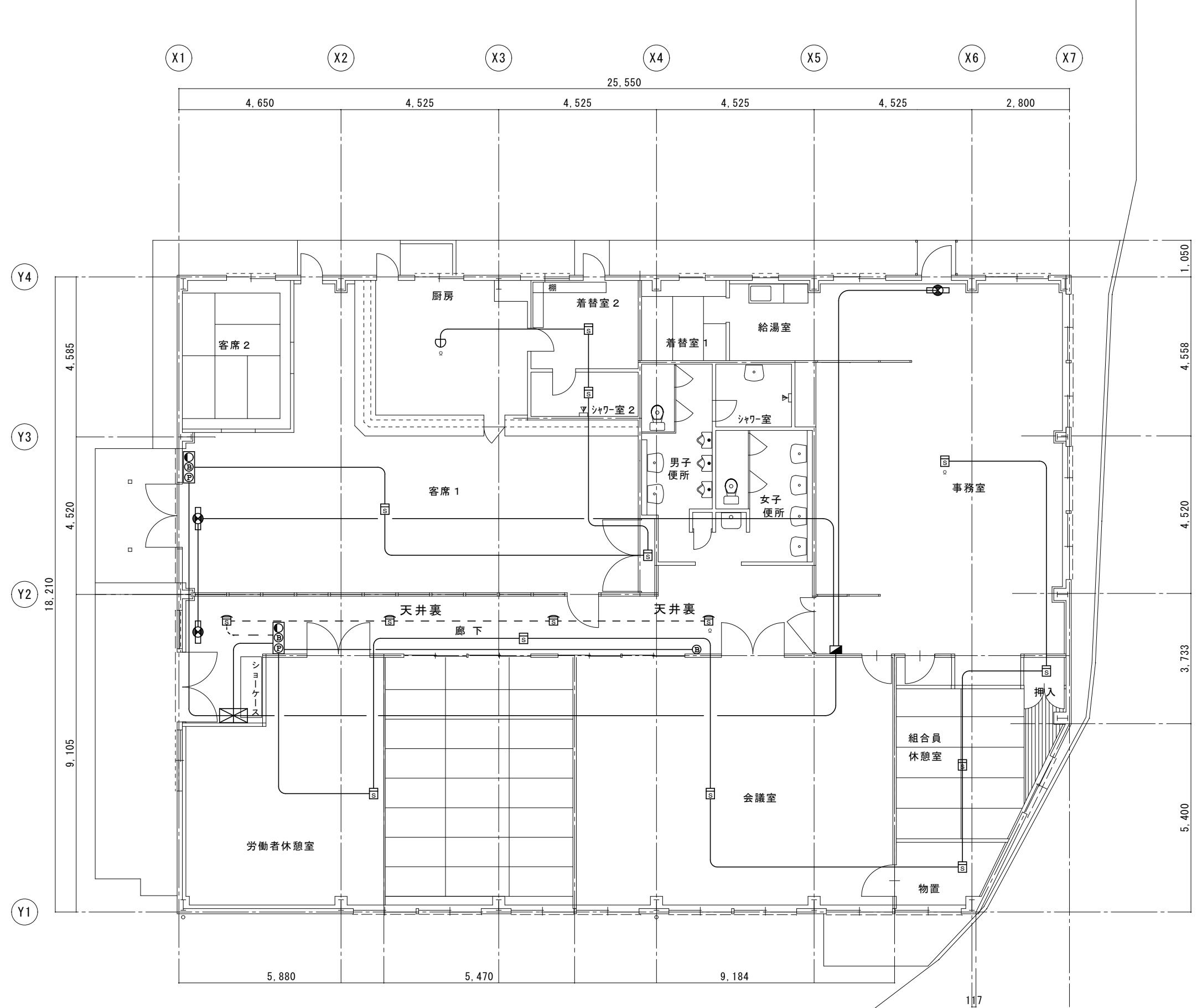
照 明 器 具 表

記号	容 量・器 具 名	台 数
A	FL40W×1 逆富士型	14
B	FL40W×2 逆富士型	49
C	FCL32W 和風コードペン型	1
D	FCL32W+30W 和風コードペン型	2
E	FCL30W シーリングライト	3
F	IL60W 防水型スポットライト	1
G	IL150W 防水型スポットライト	2
H	IL40W相当 LED防犯灯	2

凡 例

記号	器 具 名・仕 様
■	電灯分電盤 A 480*530*130 埋込型
■	電灯分電盤 B 430*480*120 埋込型
■	電灯分電盤 C 430*560*130 埋込型
■	動力分電盤 A 400*700*120 露出型
■	動力分電盤 B 500*600*160 露出型

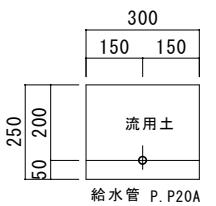
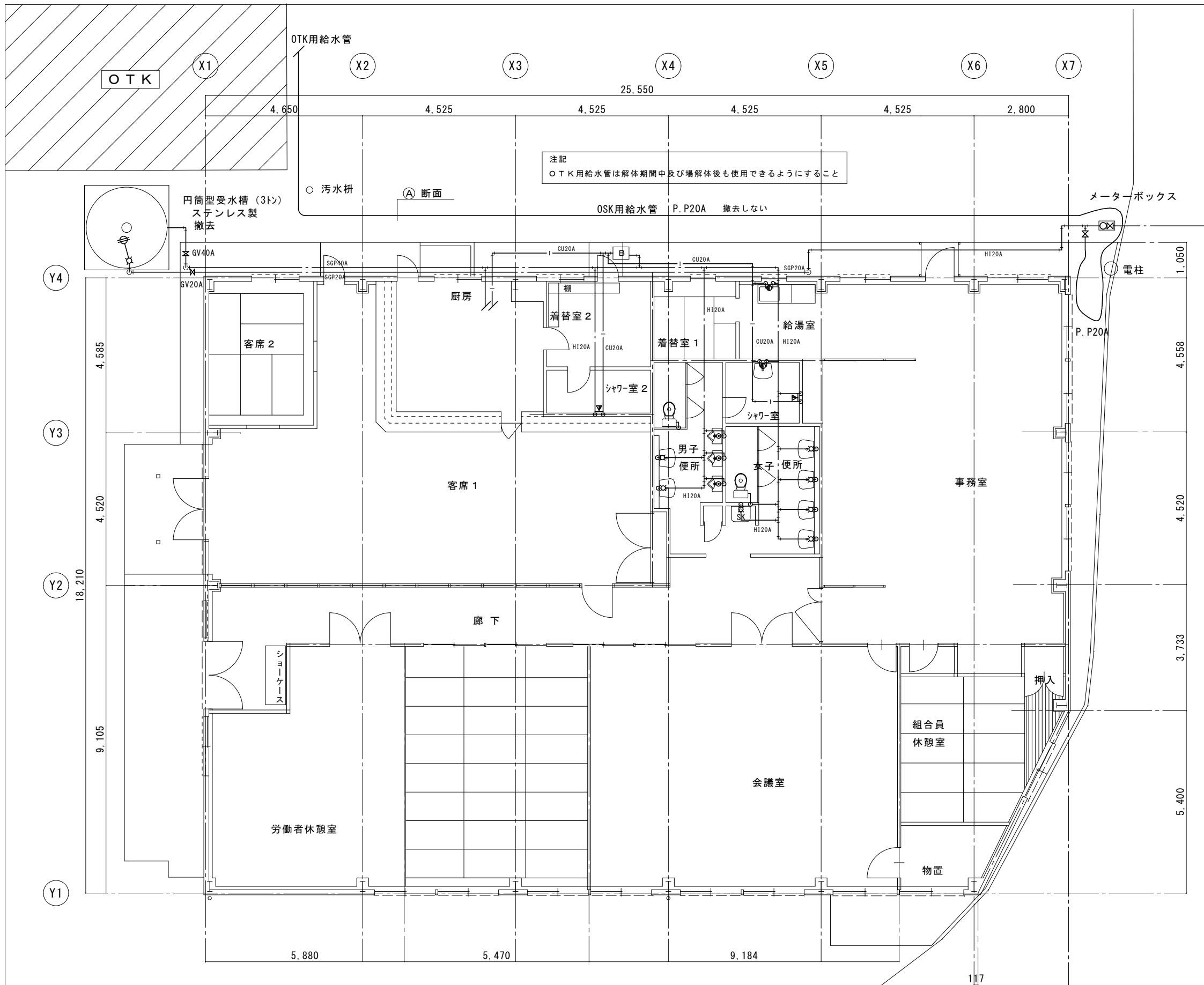
工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	電灯設備平面図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	2 4
検印	管理建築士 設計 製図	名 称	(株)翁長設計
		資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
		登録番号	大臣登録 第376384号
		所在	浦添市勢理客3-2-24 201



凡 例

記号	器 具 名・仕 様	台 数
■	P型 2級受信機 3回線 ステンレス製収納BOX付	1
□○△	P型 2級総合盤	2
■	光電式スポット型感知器 2種	11
■	光電式スポット型感知器 3種 (天井裏)	4
□	定温式スポット型感知器 1種 防水型	1
Ⓐ	地区ベル 100Φ	1
■	非常分電盤 露出型	1
○○	誘導灯 C型	3

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	自火報・誘導灯設備平面図
発注機関	那覇港管理組合	縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	25
検印	管理建築士 設計 製図	名 称	(株)翁長設計
		資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
		登録番号	大臣登録 第376384号
		所在	浦添市勢理客3-2-24 201

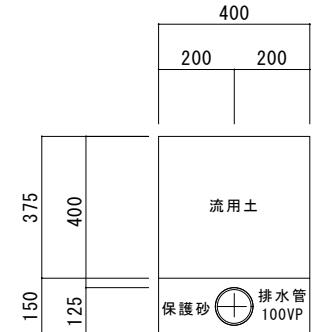
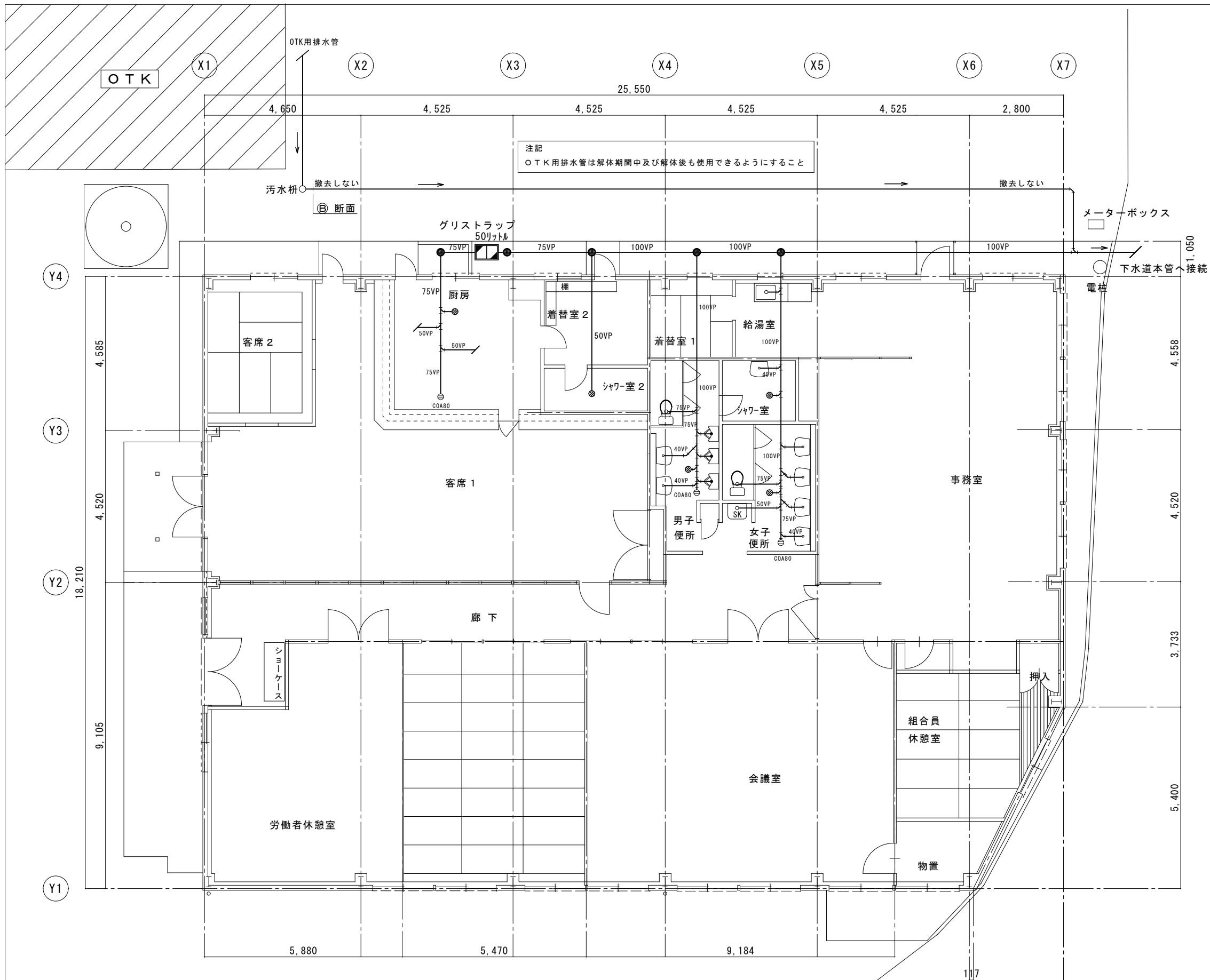


A 断面 給水管埋設図 S = 1/10

凡 例

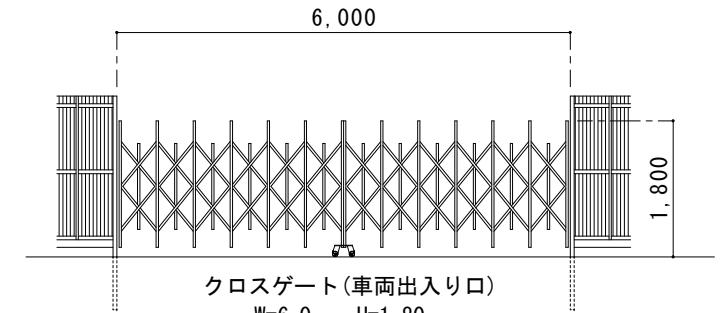
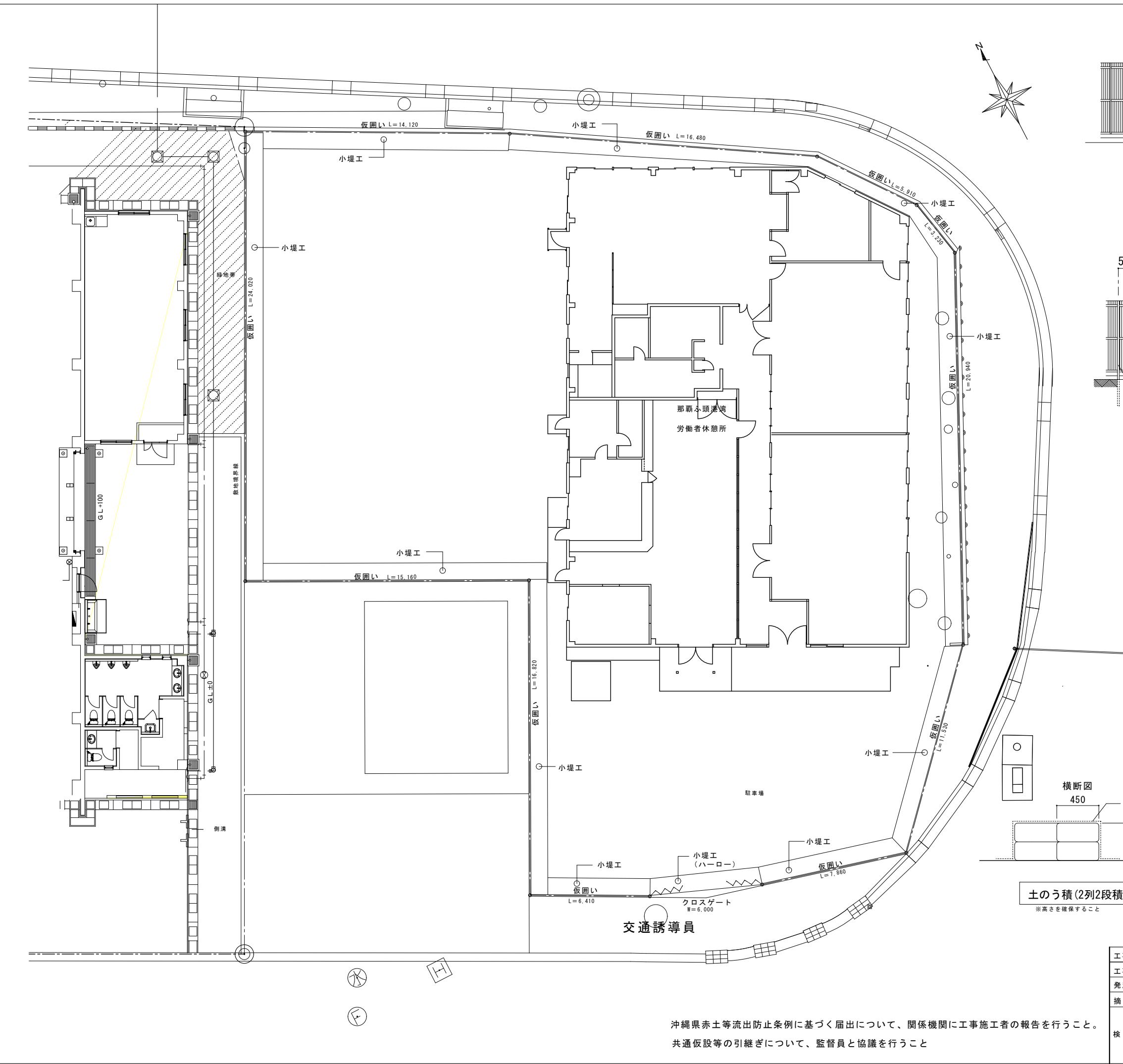
記号	器具名・仕様	台数
○	大便器	2
△	ストール小便器	3
□	洗面器	7
SK	掃除用流し	1
B	石油ボイラ 30,000kcal	1
▼	シャワーセット	2
◎	混合水栓	1

工事名称	那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	給水・給湯設備平面図
発注機関	那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120
摘要		図面番号	2 6
検印	管理建築士 設計 製図	名 称	(株)翁長設計
		資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
		登録番号	大臣登録 第376384号
		所在	浦添市勢理客3-2-24 201

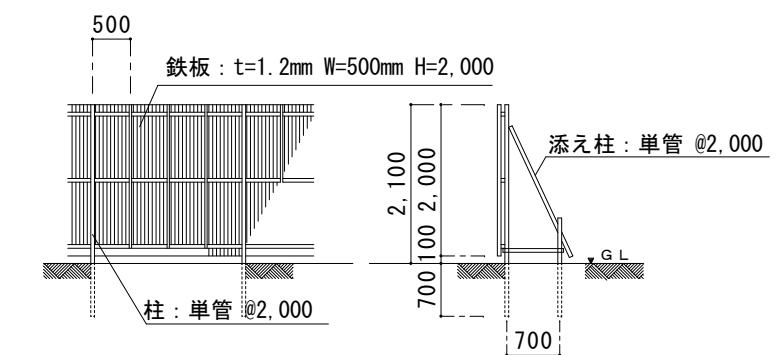


B断面 排水管埋設図 S=1/10

工事名称	那霸心頭労働者休憩所解体工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	那霸港那霸心頭地区			図面名称	排水設備平面図	
発注機関	那霸港管理組合			縮 尺	A1 : 1/60 A3 : 1/120	
摘要				図面番号	2 7	
検印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)翁長設計	
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平	
				登録番号	大臣登録 第376384号	
				所 在 地	浦添市蟇理察3-2-24 201	



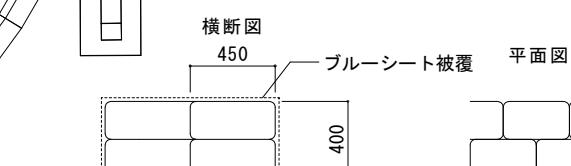
クロスゲート姿図 S=1/100



仮囲い詳細図 S=1/100

仮囲い	7.86	小堤工	7.86
	11.53		11.53
	20.94		20.94
	3.23		3.23
	5.91		5.91
	16.48		16.48
	14.12		13.22
	24.02		24.02
	15.16		15.16
	16.82		16.82
	6.41		6.41
計	142.48 m	計	147.58 m
ハーロー	6.00		
		計	147.58 m

クロスゲート W=6.000 1か所



土のう積(2列2段積み) S=1/40

*高さを確保すること

ハーロー(車両搬入口小堤) S=1/40

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出について、関係機関に工事施工者の報告を行うこと。
共通仮設等の引継ぎについて、監督員と協議を行うこと

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号
				所在	浦添市勢理客3-2-24 201

工事名称			那覇ふ頭労働者休憩所解体工事	工事年度	令和5年度
工事場所			那覇港那覇ふ頭地区	図面名称	仮設計図
発注機関			那覇港管理組合	縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
摘要				図面番号	3 1
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)翁長設計
				資格者氏名	一級建築士 吉田 康平
				登録番号	大臣登録 第376384号